

第三十一回 参議院農林水産委員会會議録第十三号

昭和三十四年三月五日(木曜日)午前十一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 秋山俊一郎君
理事 雨森 常夫君
堀本 宜實君
東 隆君
清澤 俊英君
北 勝太郎君

委員

重政 庸徳君
柴野和喜夫君
関根 久藏君
田中 茂福君
仲原 善一君
藤野 繁雄君
堀 末治君
安部キミ子君
大河原一孝君
小笠原三男君
河合 義一君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

國務大臣

農林大臣 三浦 一雄君

政府委員

農林政務次官 高橋 衛君

農林大臣官房長 齋藤 誠君

農林省農林 須賀 賢二君

経済局長 渡部 伍良君

食糧庁長官 奥原日出男君

水産庁長官

事務局側

常任委員 安楽城徹男君
会専門員

説明員

大蔵省主税局 吉田 二郎君
税制第二課長
大蔵省主税 木村 秀弘君
局税関部長
農林省農地 清野 保君
局建設部長
食糧庁業務 昌谷 孝君
第二部長

本日の會議に付した案件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農林水産政策に関する調査の件(農地に關する件)

(甘味資源の総合対策に關する件)

○委員長(秋山俊一郎君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(秋山俊一郎君) 速記をつけて下さい。

他に御発言もないようですから、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにして述べをお願いします。

かについて述べをお願いします。

○堀本宜實君 私は、自由民主党を代表いたしました。この法律案に賛成をするものでございますが、この機会に、農業災害補償制度の一部を改正される法律案が出ました機会に、根本的な問題並びに今後、家畜共済拡充に伴います政府の善処を促すために、各会派を代表いたしまして次の付帯決議を提案いたします。付帯決議といたしておりませんが、大体案でございしますが、申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(附帯決議案)
政府は、農業災害補償法に關し次の措置を講ずべきである。
一、農業災害補償法の実施の結果に照らし、この制度がわが国農業の実態に即して所期される成果を収めることができるようこれが改善に努めること。
二、防災に關して万全の措置を講じ、家畜については特にこれが保健及び診療施設の整備を図ること。
三、家畜共済事業の共済掛金について、出来るだけ速かに、死産部分ばかりでなく病傷部分についてもその二分の一を国庫負担とするよう努力すること。

○東隆君 私は、社会党を代表して、ただいま提案されております農業災害補償法の一部を改正する法律案に對して賛成をいたします。

それから、ただいま堀本委員が説明されました付帯決議案についても賛成をいたすものであります。

今回の改正は、いまだ農業災害補償法の目的としておるところを完全にわれわれが意図しておるようには実現をしておりませんが、その段階であるのと、こういうように認めて賛成をするのであります。元来私は、家畜の共済というような場合においては、死産に對して考えるよりも、その予防的な意味において、病傷に對して重点を置いていくことが、これが農家にとつても、また国全体から考えても、私はそこに重点を置いていく方がいい方法だ、こういうふうな考えるわけであり

ます。ところが、今回の改正は死産の部分に對しては二分の一の国庫負担がございしますが、病傷の方に關しては考へが及んでおりません。従つて、病傷に對するところの自己の共済に對する加入その他が非常に困難なことを予想されて、そうして加入を奨励するために政府が多少国庫から出して

いる。こういうふうな形で、政府も十分に病傷に對して力を注がなければならぬということに意図されておるわけでありまして、そういう点は十分にわか

るわけでありまして、従つて、この機会に私が申し上げたいことは、審議の過程でこの四年後にこれを改める、こ

ういうようなお話を聞かされたのであります。私は、そういうようなこと

でなくて、もう少し、一日早ければ一日早いだけ効果を上げるのであります

から、従つて、そういうような結果を見て、こういうようなことでなく

て、次年度においては、当然政府が意図されておるところを実現されるよう

にお考えを願いたい、こういうことを私は強く要請をいたしまして、そして先ほど申しましたように、原案それから付帯決議案に對して賛成をいたします。

○委員長(秋山俊一郎君) ほかに御意見ありませんか。――ほかに御意見もないようですから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

農業災害補償法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(秋山俊一郎君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられた堀本君提出の付帯決議案を議題といたします。

堀本君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山俊一郎君) 御異議ないと認めます。よってさように決定いたします。

ただいまの付帯決議について政府の御所見を伺います。

○政府委員(高橋衛君) ただいま農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会において全会一致をもって付帯決議がされたのでございますが、その御決議になりました三項目それぞれにつきまして、質疑の際においてお答え申し上げました通り、現在の制度が必ずしも万全であるというふうにも私は考えておりませんし、また改善を要する点もあるものと考えております。ご意見を、ただ、昨年の法律を改正いたしました実績をなお十分検討いたしましたして、また第二、第三の点につきましては、あるいは畜産局の関係の保健施設または共済に属するところの診療施設との相互の一体的運営をはかり、同時にこれらの機能を十分に發揮するようにいたしまして、また第三の点につきましては、先ほども御要望がありました通り、必ずしもこの料率改訂期間であるところの四年ということに拘泥することなく、基礎的な資料が整備され、また方向がはっきりいたしました際に十分にこれが改善について善処いたしたい、かように考える次第でございます。

○委員長(秋山俊一郎君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(秋山俊一郎君) 速記を始めて。

○委員長(秋山俊一郎君) 甘味資源の総合対策に関する件を議題とし、甘味資源総合対策について農林当局から、砂糖の関税及び消費税の改正について大蔵当局から説明を聞くことにいたします。

食糧庁業務第二部長から説明を伺います。

○堀末治君 資料はどれについて説明があるのですか。資料を言うて下さい。

○説明員(昌谷孝君) 資料はさきに二月十六日の御要求で「甘味資源の自給力強化総合対策について」というのを御提出いたしておりますが、なお、引き続きまして「てん菜の振興措置について」というのをさし上げたいというのがあるかと存じます。それから数字的な資料といたしましては「砂糖に関する資料」という横とじの資料が御提出してございます。なお、先般提案理由を御説明いたしましたテンサイ関係三法案について資料が差し上げてあるかと思ひます。なお、甘味資源の総合対策あるいはテンサイの振興措置に関連いたしまして「糖価関係資料」という関係税、消費税の振替額を数字で御説明いたしました二枚ほどの資料も差し上げてあるかと存じます。表題は「甘味資源の自給力強化総合対策糖価関係資料」というふう書いてあるかと存じます。

そこでまず「てん菜の振興措置につ

いて」と書いてございます横書きの資料がございまして、これで御説明をまづさせていただきますと存じます。テンサイの振興措置についてのこの資料は、さきに関係法律案三件の基礎になります考え方でございまして、法律案の提案の御説明のときにも概要を政務次官からも御説明申し上げた次第であります。それをこの資料につきまして、若干詳細に御説明申し上げたいと思ひます。

近年テンサイの増産と申しますことが北海道寒地の畑作農業の一つの安定作物として非常に重要視され、また生産意欲も上っておりますことは御承知の通りでございます。なお寒冷地ばかりでなく、その他の地域につきましても、水稲早稲の跡作としてのテンサイというものに相当の注目が行われておることも御承知の通りであります。

そういうテンサイの今後の増産なり、今後のテンサイの取扱ひ方を、この際こういった経営の立場並びに砂糖の自給力の強化という立場から考えをまとめまして、今後の振興方策をまとめてみたのがこの資料でございます。まず、もとになります栽培の計画でございますが、これにつきましても、テンサイに適する土壌、気候等各種の条件もございまして、また連作をきらう作物であるという特殊の事情もございまして、生産計画あるいは経営との結びつきということについては、過去の経験からいたしましては相当慎重に注意をいたしまして長続きがしないというふうにご感じしておりますので、市町村別に栽培計画をかなり先を見越して立てていくというものが第一でございます。それに伴ひまして

生産増強のための必要な諸施策を、土地改良であるとか、その他機械の導入であるとか、そういった一連の処置策を基本的な考え方を基礎にして打ち立てまして、それによってテンサイそれ自身の生産の振興並びに今後必要とするテンサイ処理工場の導入についての秩序と安定との基礎を立たいというものが第一でございます。これにつきましても、ただいま関係都道府県と農林省の方とでその具体的な進め方について作業を進めております。相なるべくば、長期のものがよろしいわけでありまして、なかなか前提要件がむずかしいものでありますので、とりあえず三十七年度まで、それから三十七年度以降というふうな期間を分けて、こういった積み上げた生産計画の作成に着手をいたしておるわけでございます。

第二番目に、そういう栽培計画の樹立と相待ちまして必要なことは、テンサイの価格の問題であります。最近におけるてん菜栽培の発展がてん菜価格の安定に基くところが大であることに鑑み、今後も原料価格及びてん菜糖製造業者の生産農家に対する助成措置等はこれを維持することとし、原料価格維持のために必要な告示及びてん菜糖の買入を行う。てん菜生産振興臨時措置法が制定されて以来、農家のテンサイの売渡価格の最低価格の農林大臣が告示をいたし、また、その最低価格によつて買入れましたテンサイの製品でありますテンサイ糖を所要の経費を加算いたしましたとして政府が買う、そういう措置によりまして価格の安定——最低の価格の安定が期せられると思ひます。そのことがその後の

北海道におけるテンサイの増産に非常に影響を与えておりますことも事実であります。今後もその基本的な施策を引き続き実施をいたすというのここに書きました要件でございます。

「なお原料価格を維持し、またてん菜糖製造業者間の買上条件等を可能な限り、均一化するため関係者による協議会の運用を指導する。」この点につきましては、従来も、先ほど申しました農林大臣の最低価格の告示がございまして、また製品の買上価格算定に用いました各種の諸条件が出ておりますので、それが一つの骨子となりまして各関係者間の取引の基礎をなして、それによつて道庁の指導によつて各工場あるいは各会社間の取引の条件の調整ということが行われておった次第でありますので、その関係を今後も引き続き行うということで特にこういうふうな書いてありますゆえんのもは、あとの方に出ております五番目の「関税、消費税の適正化」というところで御説明をいたします。今回関税、消費税の振替を行うことによりまして、テンサイ糖製品の市場における価格関係が従来と変わって参りますので、その関係を考慮してこういった各工場間の取引条件の可能な限りの均一化あるいは生産者の手取り価格の、最低生産者価格の維持ということについて、特に第二番目で改めてそういったことについての不安をなくすための諸措置を強力にするということを申し立てる次第でございます。

次に、三番目の「集荷地域の調整」であります。てん菜糖工場の経営の健全化と、てん菜栽培の安定的な発展のために適正量の原料、てん菜の集荷

が円滑に行われることが必要であるので、農林省、北海道庁、生産者、てん菜糖製造業者その他の協力により、てん菜の集荷地域を策定する。なお、2及び前項の目的を達成するため農林大臣は必要と認める場合には、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及び買入方法等に関し、てん菜糖製造業者に対しててん菜生産振興臨時措置法第八条の規定による指示を行うものとする。という事になっておりますが、2で申しましたような最低価格の告示あるいは取引条件についての一つのめどが出ますけれども、これを實際に適用し、また年々生産されますテンサイをどの工場にどういうふうにつけて販路の安定あるいは生産の安定をはかるかということにつきまして、放置をいたしますと、いろいろ諸条件の違いその他によりまして混乱を来まして、そのことがテンサイの秩序ある増産に悪影響があるというふうに考えられますので、ここに書きましたように、関係者による協議によりまして秩序のある計画を立てて参りたいという事でございます。本件につきましては、具体的には、ただいま通達によりまして指導をいたしておりますが、てん菜生産振興臨時措置法の第三条に、北海道知事は、テンサイの振興に関する必要な計画を樹立をいたしまして、それを農林大臣に提出いたして、農林大臣の承認を受けなければならぬという規定がございます。そこで従来は、その第三条によりまして計画は年々の生産計画、1で申上げました長期のものではないでございますが、その当該年度の生産計画、純粹の生産計画にとどまっておりますたわけでございます。

ます。今後は、今読み上げましたような趣旨によりまして、この第三条の計画に、生産されたテンサイの出荷と申しますが、販売と申しますか、に關する計画を合せて道庁作成をお願いをいたしまして、それを第三条の趣旨に従いまして農林大臣に承認を求めたい。と、そのことによつてこの文書で書きました点を制度的に確保したい、かように考えております。道庁でその計画を作ります場合には、この趣旨にありまして、各方面の御意見を十分聴取をいたしましてその御意見の出たところによりまして所要の調整を加えていく、そういうことでこの地域調整と申しますか、出荷計画と申しますか、これを適正に、かつ、無秩序にならないように指導して参りたい。農林大臣はその計画を承認いたすわけでありまして、承認をいたしますと同時に、各製糖業者に對しましては、同時に、てん菜生産振興臨時措置法第八条に買入れに必要な指示を行うことができるという規定がございますので、この道庁が農林大臣から承認を受けた計画に従つて、生産者から買入れを行うべき旨を第八条によつて農林大臣が各製糖業者に指示をいたすというふうに考えております。この前段、後段を振興措置法の第三条と第八条を活用いたしまして、これによつて制度的に確保いたし、確實に運用して参りたい、かように考えます。

次に、第四番目の「新設工場設置の調整」問題であります。新設工場の増設はてん菜糖工業の健全な発展と、てん菜栽培の振興とを阻害する恐れがあるとともに他面新工場の設置によつててん菜栽培が促進されることも考えられるので、1によるてん菜長期栽培計画に基き時期と立地とを勘案して計画的に新設工場の適正な導入を図る。これが昨年来、現在御承知かと存じますが、日本甜菜糖工場の三つの工場、それから芝浦精糖の北見工場、北海道経済連の斜里工場、この五つが三十三三年度については稼働いたしております。明年は、これに目下建設中の台東の伊達工場、それから日甜の美幌工場が新しく操業を開始いたします。合計七工場で三十四年度のテンサイの処理をいたすことになっておりますが、昨年来、他の幾つかの製糖業者から新たに北海道においてテンサイの製造を行いたいという旨の申し出が出ております。新設のほか増設等を含めまして、八つの工場が今後数年のうちに稼働いたしたいというふうな意思表示が私どもの手元にも出ております。で、大へんけっこうなことなものであります。1にの述べました長期栽培計画、特にこういつた原料の集荷面に非常な微妙な問題がございますので、町村別の生産計画に見合せて、その増産のテンポと、それから地域的にもその増産の可能性あるいは集荷の可能性というものについて、既稼働工場との調整を十分考慮して、その新しい工場の導入をはかりませんと、いたずらな混乱を生じ、また農家にもかえつて動揺あるいは不安を与える結果にもなりますので、ここに書きましたように、市町村別栽培計画をまず固め、その栽培計画から、おのずからどの時期にどの地域に工場がどのくらい可能である、あるいは必要であるということをも十分実証的に割り出しまして、その結果に基いて導入をいたして参るといふのがこの四番目の項目でございます。

次に五番目でありまして、関税、消費税の適正化の問題です。国内甘味資源の対外競争力を強化し、てん菜糖工業の自立を促進するため税制を改正することとし、輸入粗糖の関税を現行キログラム当り十四円（精糖換算六百グラム当り八円八十四銭）、これは六百グラム当り十四円（精糖換算六百グラムと申しますのは一斤に相当いたしますが、それをキログラム当り四十一円五十銭（精糖換算六百グラム当り二十六円二十一銭）に引き上げるとともに、精製糖の消費税を現行キログラム当り四十六円六十七銭（斤当り二十八円）から二十一円（斤当り十二円六十銭）に引き下げる。この措置を講ずることとしたわけでありまして、このことにつきましては、すでに別途大蔵省所管で、所要の改正法案が出ておりますが、この関係を簡単に御説明いたしますために、別にお配りいたしました二枚とこの「甘味資源の自給力強化総合対策関係資料」というのがお手元に差し上げてあると思ひます。が、それによつて見ていただきますとわかると思ひます。

まず関税、消費税の……

○委員長（秋山俊一郎君） ただいま大臣が見えまして、この甘味資源に関する質疑はちよつと中断いたしました。先ほど議題に付することになつております農地の件を議題にいたしたいと思ひますが御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（秋山俊一郎君） では、さように計らいます。

この件につきましては、河合委員から緊急に質問の御要求がありますので、この際に御発言を願うことにいたします。

なお、この件について政府から三浦農林大臣がお見えになっております。

○河合義一君 私は、兵庫縣における、兵庫縣ではダムが東條ダムと引原ダムの二カ所所できております。この東條ダムはもうすでにこれはでき上つておりますのでありますが、この補助ダムといたしまして、県下の加東郡東條町松澤部落の、今より百年ほど前に建設いたしましたした部落有の安政池を拡大いたしまして、ここに補助ダムを作るといふことになつております。この補助ダムの建設におきまして、村民を初め、私たちがもとに不都合なやり方であると思つてゐる点がありまして、それは元来こういう工事を営みますときに、私はあらかじめ予算がちゃんと立てられてゐると思つてゐるわけですが、この安政ダムの建設に際しまして、やはり予算がどれほど立てられてゐるのであるまいか、まず第一にその点を伺ひたいと思ひます。

○説明員（清野保君） 國營の東條川の事業につきましては、現在舟木池の工事を終りまして、その機械をもつて今お話の安政池の工事にかかつてゐるわけですが、東條川の國營事業は、全体で約十八億二千七百万円かかる予定でありまして、三十三年度までに約十一億七千九百万、あと残り六億四千七百万円を残してございまして、本年度約一億の経費をもつて安政池の工事の今後の進行と、なお舟木池その他五号幹線の補助の工事を進めまして、この事業は開鑿と灌漑排水との両方の目的をもつておりますので、その灌漑池並びに開拓地の開田を進めて参る所存でございます。

ざいます。

○河合義一君 たいだいま聞きました安政ダムの予算のうちで、松澤という部落が今より百年ほど前に作り出した安政池の土堰堤でありまして、この土堰堤を、新規に作り出すところの安政ダムに、そのままそれにかさ上げをしまして、元の土堰堤が利用されるのであります。が、この部落の安政池の土堰堤に対しては、これを無償で取り上げるといふようなことは計画されていらないと思ふのであります。果してそうといたしますならば、どれほどの予算が置かれてあるものでありますか、それを承わりたいのであります。

○説明員(清野保君) 安政池の補償につきましては、昨年の一月二十日に京都の農地事務局、安政池の灌漑地域である松澤部落の区長である吉田寅男氏との間に一応協定が済みまして、その協定によりまして、安政池築造に伴う買収並びに損失補償といたしまして八百十七万一千円を支払う。なお、これの付帯条件といたしまして、薪炭採取道路あるいは橋梁の架設、必要な保全施設等を築造する前項の補償はこれをもって完了し、乙は今後他の補償要求をしない、こういうふうな協定ができております。農林省といたしましては、安政池の今後の工事の進捗に應じて、三十四年並びに三十五年の二年間で、安政池の土堰堤の工事が完了する、こういう趣旨の予算を現在考えまして、実施に移すつもりでありまして、補償等につきましては、地元から土堰堤の土代としての補償要求がありますので、それらにつきましては、今後調査を待った上で善処いた

したいと思っております。

○河合義一君 たいだいまの承りまして協定の事項のうちで、もとの安政池の土堰堤に対する補償はどれほどになつておりますか。私の聞いたところによりますと、その土地の平面的な面積に対してはそれは補償がございまして、しかしながら、土堰堤というものは、築造された、立体的になつておるものであります。それに対しては一厘も補償の予算がないように私は見受けるのであります。果してそうでありましようか。

○説明員(清野保君) 先ほども申し上げました通り、土堰堤の土代に対する補償の御要求に對しましては、目下農林省事務局並びに県当局、なお地元の関係者と協議を引き続き行なつておりますので、それらの内容の決定はいつかによりまして、現在土堰堤の工事に盛つております予算の中から、それが必要と認められた場合には、その一部をさましてこれに充てると、こういうふうな考えであります。現在土堰堤の土代の補償に對しては幾ら含んであるかという御質問であります。それらに對しては今申し上げたような次第でございます。

○河合義一君 たいだいまのお話ではや了解ができませんけれども、その補償については、将来の問題と今おっしゃつてはいますね、そうでありまうか。

○説明員(清野保君) その土代の補償を支払ふことが適當であると認め

きたいといふことを申し出ておるの

であります。しかしながら、それは将来よく調査をした上で補償代を下付すべきものなれば出すというようなお答えは受けておりません。それならば、私たちはあえてこの委員会の問題にいたしまして、三浦大臣まで来ていただいて、こういう問題を持ち出さないのです。まことに不親切なやり方です。そういうことをはつきりなせ言つてくれなかつたんです。現にこの席へも農林省へ陳情に参りました部落の二人の代表者が入つております。私は、今までに農林省のお役人がなされたこと、今言われたことはまことに大きな違いがあります。私もこんなことを大臣の前であつたに申すことは別にやりたくはないんです。もう少し政治というものには丁寧に、民などというものに対しては丁寧に、たとえ間違つたことでも、よろしい、補償はもらわなくてもよろしいといふことを申しまして、それはみな諸君は税金で国へ金を出してやるのだから、その税金でこういう工事をやるんだから、もらうべきものはりつぱにもらつたらいいのだから請求せよといふことを教えてやらんならぬ、それがよい政治しつけるんです。そんなことでは日本

の農民は立ち行きます。どうですか、大臣はそれについてどうお考えでございますか。

○国務大臣(三浦一雄君) たいだいま安政池の補償の問題でございますが、私は具体的にはたいだいまは事情をはつきり存じておりませんが、はなはだうかつでございますが、今初めてその事態に接したような次第でございます。

これは地面を買つたといふことで一応補償は済んだかのごとく思われるので

ございますが、かくのごとき土堰堤等を買います場合に、普通の地面の買ひ方でございますと、地上地下、当然にこれは売買の対象になるわけでございますが、かくのごとき場合に果して土堰堤の地積だけが問題になつておるか、かさ上げされておる土そのものが補償の対象になつたかどうかは、これは従来の慣行もありまうし、法律問題としては相当困難な問題じゃないかと思ふのであります。しかしながら、それらに關連してさらに聞きますところ、今も御説明申し上げました通り、他の關連することと村との話し合ひもだんだん進められた、すなわち他の便宜を与えるといふことでだんだん話し合ひを取りきめてきた、こういう経緯もあることでございます。さうなことでございまして、これはただ単に法律論だけでも解決しかねる問題でもありまうし、しかし、われわれとしては、国の行政を担当する者として、法律違背のことはこれはすること許されるものとしても、次に村との話し合ひによつて各種の便宜を提供する、それらの総合的な話し合ひの結果、一応補償問題等も協定が成り立ち、かつた、そのことについてはもはや持ち出さない、こういうふうなことの取りきめがあるわけでございます。これらの経緯から考えまして、その私は簡単なものじゃないと思ひます。しかし、扱いの問題としては、今河合さんの御指摘になりました通り、十分にその条理を貫いて、さうして適正な措置を講ずべきだと思ひます。

○小笠原二三男君 閑連。だんだん質問の過程で話を聞いて、なかなかこれはおもしろいケースだと思つてちよつとお尋ねします。この安政池は水利事業の補助ダムとして建設されるようですが、これが竣工の晩はどの程度の水の利用になるか、それからこの補助ダムに對する受益面積は幾らぐらいになるか。

○説明員(清野保君) 安政池は、高さが二十九メートル五十でありまして、貯水量は六十四万二千五百トンあります。東條川の国営事業四千町歩の中の一部を補助的に灌漑をする役割を担つております。安政池の灌漑面積等につきましては、詳細な資料を持ち合わせませんが、約三、四、五、六、七、八、九、十、百町歩程度の灌漑ができるものと思ひます。

ら、先ほど建設部長も申し上げました通り、十分にこの事態を究明し、さうしていやくもこれは補償すべきものでございするならば直ちにその手続をとる、こういうようなことをいたして、地元民の意思を尊重して参りたいと思ひます。

○小笠原二三男君 閑連。だんだん質問の過程で話を聞いて、なかなかこれはおもしろいケースだと思つてちよつとお尋ねします。この安政池は水利事業の補助ダムとして建設されるようですが、これが竣工の晩はどの程度の水の利用になるか、それからこの補助ダムに對する受益面積は幾らぐらいになるか。

○説明員(清野保君) 安政池は、高さが二十九メートル五十でありまして、貯水量は六十四万二千五百トンあります。東條川の国営事業四千町歩の中の一部を補助的に灌漑をする役割を担つております。安政池の灌漑面積等につきましては、詳細な資料を持ち合わせませんが、約三、四、五、六、七、八、九、十、百町歩程度の灌漑ができるものと思ひます。

○小笠原二三男君 閑連。だんだん質問の過程で話を聞いて、なかなかこれはおもしろいケースだと思つてちよつとお尋ねします。この安政池は水利事業の補助ダムとして建設されるようですが、これが竣工の晩はどの程度の水の利用になるか、それからこの補助ダムに對する受益面積は幾らぐらいになるか。

うな問題があれば、一般的にはこれは
 こうういうことを言わぬで承服するで

が、やはり基礎があるから節減されるんだということはお認めになるのです

加えまして、その上で考えるという
わけでございます。しないとかする

帯施設について金を出すことも考えておるんだ、満足されておるはずだ、そ

だけはまだ答弁の限りじゃありません。なんていうことではないと思う。それ

ははつきりした方がいいと思う。私は、われわれに突っ込まれるからとか、まあ適当に政治的な答弁をしておきましようなんていうようなそんな御遠慮は要りませんよ。はつきり言ってもらいたい。言われたことによつて、どうもそれはおかしいじゃないかというところになったら、おかしくないようにまた私たちは質問する点は質問するし、争う必要があるとなれば争う、そういう点は明快にした方がいいと思うのです。今の御答弁ではどうということかさっぱりわからぬ。この既定契約の方を固執しますか。それともこの新事実——なるほど、これは見そこなつた点がある、何とかしなくちゃいかぬだろうという考え方に立ちますか。その方向いかんによつては問題の取り上げ方が違ってくるわけなんです。まあ大臣が御答弁なさるならおけつこうですが……

○國務大臣(三浦一雄君) 実はこの補償問題は、八百万円の補償金のほか、地元の便益を供するということに付帯的な条件がついておるわけですね。それをあわせて今の協定が成り立つておる。

○小笠原三男君 それは一般の電源開発でも多目的ダムでも普通のことなんでしょう、そんなことは。

○國務大臣(三浦一雄君) ちょっとお待ち下さい。それは通例あり得るのですけれども、その協定ができた、しかし、その協定をいざ実行するに際して、当事者の行為が、土まで買ったのか売ったのかということが要点だろうと思うのです。従いまして、これを深刻に争うならこれはもう裁判によるほかはなかるうかと思う。しかし、その

当時県が中に入ったり、土地改良局が入ったり、そしていろいろ入つておられますから、その過程におきまして、その点をはつきりわかるようなことでございまして、それから、それによつておのづから結論が出る、こういうわけでございます。一応は農林省として協定はできておるのだ、その協定に盛り込まれたものの真相を見きわめましてそして善処して参りたいというのが建設部長の説明の要点でありまして、農林省としましては、何も裁判すくめでやる、権力すくめでやる、こういうことはない。検討させてその事態に即して善処していきたい、こういうことでござい

ますから、これはどうもここで具体的に補償するものの可否、その限度、それからまた従来、八百万円のほかに提供せんとおるいろいろな諸条件の評価などというものは不適当で取りきめするというのは不適当でしうから、今の私の申し上げたことを御了承下さいまして、今後の農林省の善処を一つ御信頼をいだきたい、こう思います。

○小笠原三男君 もう一点だけ。善処を信頼せよという大臣のお話ですが、信頼しなさい。それで今まで相当時間が経ちましたというふうな話でしたが、建設部長にお尋ねしますが、い

つごろをめぐりして結論を出しますか、それだけは承わっておきましよう。○説明員(清野保君) 今、大臣からのお話がありました通り、われわれが陳情がありまして、この問題を取り上げた、決して不まじめにこの問題を取り上げておるつもりはありません。あくまでもわれわれとしましては、内容をまじめに検討いたしておると、こうい

う事実をお察しただければ、われわれの大体の立場を御了解いただけると思ふのであります。なお、いつまでというふうなお話でございまして、これはできるだけ早く急にというよりほかありません。その点につきましても農林省を御信用願ひまして、今後とも検討を続けることをお認めいただきたいと思います。

○小笠原三男君 これは一般的ですが、農林省関係の公共事業は予算はきまつた、現地の事情がきまつた、それ、どうだこうだということや、設計変更一回だつてやつたことがない、といつては過言かも知れぬから、まあそこまでは、予算はあつてもなかなか着工の運びに至らぬ、また、着工になつてもそれが進捗するのには手間がかかり過ぎる、そういう点からいつてもこの種の問題は今に始まつたことではない、そういうして継続事業をやつておられるようですね。そうだとするならば、速急に解決したいというふうなこともないが、めどは示してもらいたい、今に始まつたのではないのだから、どうこうするといふ方針だけでもきまつておる。そのめどのあるでしようが、めどを示してもらいたい。そうでないと建設部長にははなはだ失敬な言ひ分ですが、ちよつと信頼が置けないよ。速記をつけておるところなんだからお聞くだす。

○國務大臣(三浦一雄君) これは先ほど申し上げました通り、事態を早急に検討しまして、そして三十四年度の建設に支障を来たさないように早期に

解決したいと考えますから、いましばらく時日を貸していただきたい、こう考えます。○河合義一君 村の代表者が安政池の普請収入費並びに人足賃入りの完了の控え帳、これは維新前にできたものでありますが、この費用は合せて銀三十何貫、それからまた四十年後に補修をいたしまして、今より二十年前であります。その補修工事に従事した農民も一人上京しております。この室に入つております。私はこういう古い文書を保存しておることはまことに心がけがよかつたと思つて喜んでおるのですが、これを一つ農林大臣ごらんに入れますから、どうぞ見ていただきたいと思ひます。次官もよく見ておいて下さい。

それで、ただいま委員会の席上でお話を承りますと、建設部長も相当丁寧にまことしやかなことを言われますが、村の代表者が農林省に行つたときに、こんな扱いをしてくれない、一に、農民というものは日本の国の食糧生産のために一生懸命やつておるじゃありませんか。それをこういうふうな取り扱いをしてはいけません。農林大臣の職におられる三浦さんはどうぞ農民のことを思つてやつて下さい。その点、どうですか、農林大臣の意見を承ります。

○國務大臣(三浦一雄君) 地元からの陳情等につきまして、何か非常に不行き届きがあつたというところはまことに遺憾でございまして、われわれとしまして、農林省は一貫して農村のことを十分に配慮するということは、これはもう当然の使命だと考えておるのでござい

ますが、本件に關しましては、非常に御指摘のようなことがあつたことは遺憾に思ひます。今後とも十分注意いたしまして、これらの案件等の処理につきましては十分慎重を期して参りたいと思ひます。

○河合義一君 以前に農地局長にあの農林省の分室で代表者等帯同で私はお目にかかつたことがあるのであります。そのときに農林省及び地元の役所と交渉したそのてんまつを詳しく書き出しておりました。これを見ていただいてもはつきりするのであります。時間が足りませんから、これは農地局長に出しておきますから、もう一度よく建設部長も読んでいただきたい。どうかこの農民の代表が村にはつきりした、明確なみやげを持つて帰ることができるようになつていただきたい。それを行つただくまでは農林省に座り込みをやります。私も年をとつておりますが命がけでやります。大臣室で座り込みをやりますから、どうぞそう思つて下さい。元来、この地帯は東条川の建設事務所で作つたものと思ひますが、ここにも新たな土堰堤と在来ある土堰堤とははつきりしておる。これを利用するのは、土手の木を切つたり、草をどけたたりしなくちゃならぬからその費用が要ると言われますけれども、この土堰堤には一本は一本はえておりませんぞ。建設部長はごらんになつたことがありませんか、ないでしようが。私もお供しますから、いべんに見に行つて下さい。それで在来あります土堰堤を、現在これを築造しようとしてますと二万五千立米の土が要るのです。そうしてそれを遠くから持ち運ばなくちゃいかぬ。そうして現在の貨幣で申しますと

二千五百万円の金がかかるのです。それだけ金が少なくて済むのです。二千五百万円するものを一文も補償をせぬと、村の持つておるものを無償で取り上げるといふことは私はこれは間違いだと思ひます。どうですか、やはり無償でいいんですか。土手に樹木があるといふことを言われましたが、ありませんか、そんなものはありませんよ。

○國務大臣(三浦一雄君) たいい年来、百年間におけるいろいろな手入れとか何とかというやうなことで、さらにまた今の土壌堤の土がどうだといふことをここでだんだん御議論になりますと、これはだんだん法律的な問題になつたりします。それをどうも一々こ

でどうだと言われますると、やはりこちらも法律的な議論をせざるを得ないので、これは不適当だろうと思ひます。われわれの方としましては八百万円を出しましたのにも、それだけ長い年所の間それを築造し、管理維持してきた現状と敷地全体を包括して買ったのでございますから、これらが當時のお話し合いの上でどういふ配慮をすべきであつたかといふことが書面上で現われておりませんでも、いやしくも当時の話し合いがありましたならば、それらの事態を究明し、同時にまた、付帯して地元の便益を提供するといふこともあつたのでございますから、それらの関連において、総合的にこれを見て、そうして最終的な解決をいたしたいといふ念願でございます。まあ御議論は御自由でございますけれども、もしも河合さんの仰せになるやうなものが法的な根拠になり、さらにそれを御主張なさるといふことであれば、なかなかその検討にも手間をと

るし、それと同時にまた、当事者間の意見が合わない、こうなりますとむずかしいものでございまして、願わくは先ほどお答え申しました通り事態を、その当時の契約、当時の事情なり、あるいは、その間に折衝しました者との事情を究明しまして、同時にまた、幾多の旧来の堰堤、堰を買収して加算しておるといふやうな事例も多々あるわけでございますので、これらの事情を十分くんで、そうして後の処断を一つ御信頼下さるやうにお願い申し上げ、それからまた同時に、関係の人々に対しまして心やりのもつてやるといふことにつきましては、今後とも十分に注意をいたしたいと思ひますから、さうよう御了承願ひたい。

○河合義一君 よく今まで交渉の際に言われることでありますが、そんなことは全国的に見て例がないと言われるんです。そんなことを根拠として取り上げるということは間違つておるのです。この際、よき前例を作つたらいひです。前例がない、前例がない——それは言ひたいことはたくさん、そのときどきに間違つたことを言われておりました、それを今日一つ反駁したいと思つて用意はしてきておりましたけれども、それはもう時間もたちましたからやめますけれども、誠意をもつてよき前例を作つていただきたいと思ひます。例がないからそんなことはできない、今ある土壌堤を利用するのには、木も切らなければいけません、草も刈らなければいけません、草も刈らなければいけません、それは村の人が、それをやれいといふなら村でやります、そのくらいのことには、もう少し誠意をもつて親切に取り扱つて下さい。私はあち

らへ行つてみると、農林省の命令に従つて動いてゐるというのではねづかられてしまふ、こつちへ持つてくれれば地元がどうだとか、あつちへ行けば農林省がどうだ、そんなことで、農民がもてあそばれておつては百姓もできま

せんから、安心して百姓が出来るように、建設部長も一つしつかり腹に入れたらいい。あなたの決心をもう一度伺ひたいと思ひます。

○説明員(清野保君) 河合さんから今いろいろとおさとしがございましたが、そういうやうな気持、誠意をもちまして、農林省並びに農地事務局並びに建設事務局がこの問題に當るやうに私からはつきり申し上げておきます。

○清澤俊英君 ちよつと付帯として伺ひますが、先ほどちよつとお伺ひしてありますが、安政池を直すことによつて、受益面積四百町歩といわれておる。松沢部落が旧来から持つておりましたその受益面積に対して、非常に有利な利益をするといふ変更の何かがあります。そういうことは計算になつておりますか。聞きますと、元来、自分の持つてゐる安政池それ自身ですべてがまかなれておるので問題ない、結局すれば、広範な農林省の計画によります他の地区の開墾並びにその灌排水に対する受益の利用のために作られる一つの犠牲的な形がでさう上つてゐる、こういうのが、村の人の言うのには、こういうケースは私はあまり数はないのじゃないかと思ひます。こういう場合に補償問題が取り扱

われる場合は、私は当然その在来のため池等を利用して、自己の、その部落もしくはそのため池の給水面積等によりよい効果をもたらす、こういうもので

あれば非常に考え方が違ふと思うので、自分のところではないので差しつかえないのだ、それでやつていけるのだ、問題ない。ところが、他のものをやるために、そこをなご拡大して、他の広い範囲のものにするための利用に買ひ上げられる、こういう形になつてゐるのです。これは私は区別すべきものと思ひます。その点どうお考えになつておりますか。おそらくはそういうケースは数はないだろうと思ひます。

○説明員(清野保君) 安政池の松沢部落約二十七町歩の灌漑に対しては、もとの安政池は一応支障なく灌漑されておるといふやうに聞いております。

○清澤俊英君 でき上つたならば、それがなお利用できるにかながそこに残つておるのですか。聞きますと、そういうものはないのだ、こういうことを言うておる。それから、聞きますならば、申し合せ事項かなにかをいろいろ作られてゐる。その中には非常に重要な問題としては、かえ地に関する了解事項として、二十町歩の未墾地の解放とこれの開墾といふやうなことがあ

ります。そのうち、聞きますと、これは書いただけであつて、実際はもうそういう開墾は要らない。そういうものは要らないのだ。要らないものまで書いてある。それから漁業権を云々すると言はれるが、これは既存利権であつて、前の池自身自分の村の自分の池でありますから、従ひまして、それに對する水面利用や漁業権、そういうものはもう前からある。あらためてここで了解事項などにしてもらう必要はさらにならうと思ひます。そういうものが了解事項として残されておつた

り、あるいは導水路に関する隘道を

作つてやるからと言はれるけれども、その隘道二百メートルなんというの、実際には要らない。こういう要らないものをぎやうぎやうしく書いて、一つの了解事項となつて出ているのであります。それが今の計画部長のお話では、こういうものも一つの条件になるのだからといふことで、大体定められましたが八百七十七万三千七百といふ補償契約の内容を見ますと、ため池の二町八反といふのは、平面積において約二十六万円で買つてある。そこで問題になつたのは、今の立体的な築土、それを今現に工事に利用してゐるもので提供して、そうして負担金やいろいろのもので、それだけ工事が少くなるので、一つ、自分は何らにしない、一つ、利益も受けない。むしろこれを見ますと、非常に犠牲が払

われてゐるのじゃないかと思ひます。水田が一町五畝で百八十七万、一反歩にしますと幾らになるか、私はまだ出しておりませんけれども、おそらく異例の低額の提供をしてゐる。山林十六町歩二反、百四十六万、これは立木等がどういふ様子になつてゐるか詳細にわかりませんが、この説明はちよつと申し上げかねますが、非常に安い。立木が別になつて二百六十六万

円と出ております。山林と並木の関係がどういふふうになつてゐるかはつきりわかりませんが、マツタケ山が七町歩で百七十二万、ちよつと計算をやつてみますと、三万にならないと思ひます。非常に、マツタケ山といふものは高価な山村の副業植物であつて、販売のできるものが三万円くらい

で出ている。こういうものを一つずつ見ましても、非常ながまんした安い補償条件がついておる。われわれが、今まで他の地区において行われたところ、ういうため池を作る際に、全然自分のところの利益はないが、従って、そのため池のできることによって下の方がよくなる、そういうことで耕地の買収がありまして、山林の買収があったり、それらを見ますと、非常に強い契約で買収等が行われて、その上に立つて私は開墾等が行われて、ため池等が設置せられる、こういう例はたくさん見ているのであります。こんな安い補償で、自己の持ちますいろいろなものを提供しているというのは、まずわれわれの知る範囲では珍しいケースだと思ふのです。こういうケースが出ている限りにおいては、たまたま納得できないという立論に対して、何とか補償してくれ、こう言うのなら何とか考へるという御返事をいただくのがほとんどだ。めんどろなことを言わないで、これはできるだけのことを一つ考へてやろうと言わねばならない。じゃないか。こんなすなおな補償条項でまともなところ、おそれる、他に私はないと思ふのです。農林省でも建設省でも、電源開発で手をあげた只見川のあの開発のときには、山林を一体一反幾らで買ったんです。われわれもそういう地区にたくさん関係しております。これほど良心的に補償をしたのは例がありません。そうして見ましたら、これは建設部長、一つ頼みますよ、争いなぞ起さぬで。大臣もそうです、次官もそうです。農民にこの上いろいろの不便を講じて、これに対する付帯

工事等でもって、いろいろな自分の所有している山林その他道路その他でもっているいろいろな直してはもらえないうけだけれども、無形の損害もまだたくさん残っているだろう。農林大臣は、一つこれだけは、この席上において何とか考へてやる、補償することについて考へてやる、これぐらいの御答弁を私はお願いしたいと思ふのです。どうです、ただだけませんか。

○国務大臣(三浦一雄君) 先ほど申し上げました通り、事態を究明いたしまして、そうして善処したいといふ、こう考へております。

○河合義一君 松澤部落の農民がそう強欲なことを言うておるのではないといふことを、一つの事例をあげて申し上げますが、この松澤池の上手に奥ノ池といふのがござります。しかし、新たに大きな松澤堰堤の土堤堰ができましたら、その奥ノ池の堰堤はもう水の中に入つてしまふのですが、それでありますから、この部落有の奥ノ池の堰堤を補償してくれといふようなことは一言も申しておりません。しかし、現在あるところの堰堤が二万五千立方メートルであつて、今の堰堤が二千五百立方メートルかかる、草を取つたり、松の木を切つたりするのには、松の木などはありませんが、草を取つたりするのに相当の経費が要ると言われましたが、そんなものは工事をしましたも相当助かるのです。新たに作るならば二千五百万円は現在かかるのです。その二千五百万円のかかりを、古い堰堤を出すのにこれは無償であるといふのは、あまり虫がよ過ぎますよ。どうかよく善処をしていただき、これをお願いして私の発言は終ります。

○委員長(秋山俊一郎君) 本件は、この程度にいたします。それで暫時休憩いたしまして、一時半から続行いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時九分開会

○委員長(秋山俊一郎君) 午前に引き続いて委員会を開会いたします。

まず、甘味資源の件につきまして説明が中断されておりましたから継続願ひます。

○説明員(昌谷孝君) 午前中、御説明が中断いたしました。テンサイの振興措置についての第五番目の関税、消費税の適正化というところで文章の御説明を申し上げまして、別にお配りいたしました数字の資料を御説明することになります。この糖価関係資料と申します別の「甘味資源の自給力強化総合対策糖価関係資料」というところで見えていただきましたが、これの一番初めのところを見ていただきますと、関税、消費税の現行と改訂というのを比較して書いてござりますが、現行は斤当りで申し上げますと、関税が八円八十四銭、消費税が二十八円、合計三十六円八十四銭ということになっております。これを今回、先ほどの趣旨から二十六円二十一銭の関税と十二円六十銭の消費税ということで合計三十八円八十一銭ということになるわけでござります。合計額で一元九十七銭、約二元ほど上つておりますのは、振替措置に伴ひまして国内産テンサイあるいはその他国内産の砂糖の消費税がごらんのように十五円四十銭減りますので、合計額を従前通りにいたします

と、その分だけ砂糖の税収が減少いたします。その分を、国内産の砂糖にかつておりました消費税が今後軽減されまます分を関税で補いをつけるということで輸入量の数量に振りかへますと、一元九十七銭だけ関税が従前より上るといふことに結果においてなるわけでありまます。従ひまして税収総額としては量が変わりません。同一といふことが主眼となつております。そこで、なぜこういうことになるかと申しますと、次に同じ資料の二のところで見ていただきますと、現行と申しまして標準糖価現行七十一円、これは現在の標準的な国際糖価、船運賃といふようなものから積算をいたしますと、在来の税制のもとでは卸売価格の標準が七十一円程度に相なる計算になります。今後、先ほどの約二元の関税の上昇がありますので、それを見込みますと、今後の輸入糖の適正標準価格は七十三円程度と見込まれるわけでありまます。それから、従来は七十一円の価格という場合には二十八円の消費税が課されておる。従ひまして消費税抜きで価格、言いかへますと、国内産の砂糖が輸入糖と競争し得る価格が四十三円といふことに在来の税制ではなつておつたわけでありまます。今回、その消費税を十二円六十銭ということに引き下げましたので、消費税抜きの価格は六十円四十銭といふことになったわけでありまます。つまり、輸入糖に対して国内糖が六十円四十銭で売れば競争関係が成り立つといふこととあります。そこで、ついでに申し上げますと、その六十円四十銭であれば大体よろうかと判断いたしましたのは、引き続きましてその次の(2)の所でござりますが、

標準的なテンサイ糖工場の工場コストは五十三円十四銭といふことに見込まれます。これに所要の販売諸掛りを加えまして合計六十四円二十四銭といふのは、私どもが見込みました標準的なテンサイ糖の工場適正価格、あるいは販売経費を加えて六十六円二十四銭、従ひまして先ほど申し上げましたように、輸入糖から消費税を引き上げたものが大体六十円四十銭という程度に見込まれますので、この程度にしておけば国内産糖が輸入糖との関係で対等の競争関係が成立する。それをめどにして消費税と関税とを今申しましたような振替措置を講じたような次第であります。次に、「てん菜の振興措置について」の本文の方へ戻りました。第六番目でありまます。今申しましたような関税消費税を振りかへましたことによつて、在来の価格関係、輸入糖と国内産糖との価格関係を是正をいたしましたことと関連をいたしまして、てん菜生産振興臨時措置法によりまますテンサイ糖の今後の政府の買い上げ措置にも所要の変更が生ずるわけでありまます。その問題でありまます買い入れ制度そのものは、午前中申し上げましたように、この措置の第二番目でもうたつておりますように、生産者のテンサイの価格の安定と維持といふことをはかりまますために、本来の買い入れ制度そのものは引き続き存続の必要がありまます。ただ、その具体的買い入れの方針につきまして若干の変更があるわけでござります。「関税、消費税の改訂措置により、今後てん菜糖工場は自立できることと考へられるが、なお今後においててん菜の価格を維持し、てん菜生産及びてん菜糖工業の健

全な発展を確保するため、てん菜生産振興臨時措置法は、存置することとし、次により政府の買上げを行うものとする。」といふこと、まずその(1)といたしまして、現に三十三年度に建設がすでに終わっているもの、あるいは現に建設中の工場、午前中申し上げましたように、三十三年度に建設を終えたものとしては北連の斜里工場がございします。それから現に建設中の工場と申しますのは、具体的には台糖の伊達工場でございますが、この二つにつきましては、建設当初は、従前の買入れ措置を前提として満足していたしております関係もありまして、そういった関係は従前通り、工場別の価格で買ひ上げ、工場ごとに必要な経費を見込みまして、工場ごとの原価計算に基き買ひ入れ価格を定めて買ひ上げという趣旨であります。それから(4)で今後、今から建設に着手する工場でありまして、これは一連のこういった税制関係、あるいは一連の考え方を織り込んで新たに工場を作られるわけでありまして、それらについては価格関係から申しますと、先ほど申しましたようなことでありますけれども、やはり操業初年度におきましては、いろいろと手違いもございまして、いわゆる販売等にあまり勢力をそそぐゆとりもないというような事情を考慮いたしまして、初年度は工場の進出を奨励する意味から、やはり工場別の原価計算で買ひ入れを続けるといふわけでありまして、そこで例に参りまして、それらの工場を除きました一般の工場につきましての措置が例に書いてあるわけでありまして、関税、消費税の振替措置に伴って、先ほど御説明

いたしましたように、六十円二十四銭という、私どもが見ております普通の標準工場のコストは十分税制措置によって輸入糖との競争に立ち得ると見えておりますけれども、当面糖価水準その他砂糖の関税、消費税の振替措置に伴う新しい事態の推移は予測がたいと申しておりますのは、私どもが七十三円と申しておりますその前提が、七十三円が実現することについての絶対の見通し、あるいは販売経費その他が、私どもが七円十銭というふうに見えておりますのが果してそれで販売競争に伍していくかどうか、かような事態についての判断が、断定的にここでの通りというふうにも決定いたしかねる要素もございまして、そういうことを考慮いたしまして、(4)及び(5)で御説明いたしました以外の工場については、標準コストで希望があれば政府が買ひ入れを行う。で、個別原価計算による買ひ入れは、操業後二年あるいは一年で打ち切りますが、その後は標準原価によつては、買ひ上げの措置を残すことによつて原料テンサイの生産者の価格の維持あるいは安定を確保して参りたい、そういうふうに買ひ上げ制度に移行して参るといふわけでありまして、ただし、生産費が著しく低い等の事情によつて買ひ入れを必要としなもののを除くといふことで、具体的に申しますと、日本甜菜糖の経営しておりますが、これにつきまして、もう一回、先ほどの資料に返つて見ていただきますと、先ほどの資料の三ページ目の所によつて政府の買上価格が、三ページ目の中ほどから下の所に4として書いてござい

ますが、三十二年度は、日甜は斤当り四十六円二十五銭という価格で買ひ入れを行なったわけでありまして、芝浦精糖は初年度でありまして、六十円十銭といふような価格で買ひ上げたわけでありまして、そこで、一ページ目で御説明いたしましたように、標準コストが五十三円十四銭で、大体今度の税制によつて自立が可能になるといふことを私どもは予想をして、一連の措置を講じたわけでありまして、日甜につきましては、四十六円二十五銭といふような、標準コストに比較して、著しく工場原価が低いわけでありまして、これは施設の償却が著しく進んでおりますこと、あるいは借入金利子の負担が著しく少いこと等によりまして、こういうような原価構成になっております。従前は、関税、消費税の振りかへ以前でございまして、一ページ目でございいただきましたように、2の(1)の所の現行というところを見ていただくとわかりますが、消費税抜きで価格は四十三円、先ほど申しましたように、輸入糖と太刀打ちをいたしますためには、原価四十三円であれば太刀打ちができません。それに対して、日甜のコストは、三十二年度において四十六円二十五銭でありますから、これに販売経費を加えたものは五十三円何角になりまして、とうてい輸入糖との競争関係は成立しなかつたわけでありまして、そのことがてん菜生産振興臨時措置法によつて原料価格の最低を保証し、必要があれば買ひ入れを行うといふような法律上の規定になっておりましたけれども、この価格関係が、逆さやと申しますか、国内テンサイ糖に著しく不利な消費税になっておりました関係

上、日甜の生産いたしました砂糖も全量政府に売らざるを得ない。政府以外に売れば、必ず大きな赤字が出るという価格関係になっておりましたわけでありまして、今度の措置で、そういうことが解消いたしましたばかりでなく、日甜について申し上げれば、この(2)の標準コスト五十三円十四銭と書いてあるところが約四十五円程度になるわけでありまして、競争関係が成立するだけでなく、相当程度ゆとりが出るわけでございます。そこで、その生産費が著しく低い工場につきましては、てん菜生産振興臨時措置法による買ひ上げ、最低生産者価格を維持するに必要ない買ひ上げを行ふ必要がない、こういうふうに見えておるわけでありまして、そこで、(4)のような今後の買ひ上げ方針を決定いたしました次第であります。

それから次に7であります。以上申し上げましたところでお気づきのように、これらの考え方の基礎になっておりますのは、今後の輸入糖の国内価格が、消費税込みで七十三円で、大体推移するであろうといふことを一つの前提においております。そこでその点と、それからもう一つのことによつてテンサイ糖の自立の促進もできますし、また甘味資源としての結晶ブドウ糖あるいは水あめ等も必要の喚起が期待できるというふうな、一連の甘味対策を考えておりますので、この七十三円程度の糖価水準といふものを維持するため、いろいろの行政措置を講ずるといふのがこの7であります。三行目の終りに書きましたように、輸入数量の調整等によつて糖価の適正なる水準、おおむね一斤当り七十三円程度に安定させることに努める。そこでまず、輸入量の測定について過大ななように留意をいたしますこと、またその輸入の時期あるいは毎月の要糖量等についても、慎重なる配慮を加えることによつて、七十三円の糖価を維持して参りたいといふことであります。

それから、なお書き以下に書きました事柄は、先ほど来申し上げましたように、日甜の工場コストは、私どもが想定いたしました標準コストよりもかなり下回っておりますといふこと、それからテンサイ糖といふものが季節的な生産物でありますので、十月あるいは二月の間に集中して生産がされるわけでありまして、そこで、一般の糖価を維持する意味合いからいまして、かなりゆとりのあるコストで自立のできます日甜が、生産物の、製品のできました時期に一挙に集中的に市場に製品を放出するといふようなことになりまして、他の砂糖にも影響を与え、またひいては七十三円という私どもの考えております糖価水準を時期的に大きくくずすといふおそれもございまして、そういう場合に対処いたしますための措置といたしましては、てん菜生産振興臨時措置法第八条、テンサイ糖製造業者に対して製造または貯蔵についても必要な指示を行うことができるというふうな規定がございまして、この規定を活用いたしまして、そういう糖価水準をかくらんさせるような趣旨の乱売等を防止する、計画的な販売をやつていただくといふようなことを確保いたしたい。もちろんこういう措置に伴つて金融その他の措置も必要かと存じますが、そういったことで、第八

条を活用する場合も考慮しているというわけでありませう。

次に、八番目の日本てん菜振興会の設置であります。これは先般提案理由の御説明をお聞きいただきましたが、以上のような一連テンサイについての考え方を進めて参りますに際しまして、在来テンサイに関する試験研究あるいはテンサイの製造過程にまで及んでの、試験研究、それに似たようなものを、今までのような規模でなく、飛躍的に強力かつ重点的にやって参りたい、そういうふうな試験研究を、相当超重点的に申してもいいかと思ひますが、そういうふうによつて参りますためには、特殊法人による試験研究というようなことが、実情に即しているのではないかとこのように考へまして、新たにこういった特殊法人を設置して、それに主として試験研究と並行的に生産奨励なり消費の促進というふうなことも合せて行ひますが、主としてテンサイに関する試験研究、原種原種の生産、配布というふうな仕事をやるというための、特殊の機関を作ることが適當ではないかということでありませう。これに対しては、政府が出資または補助をするという事で、御承知のように三十四年度は初年度でありますので、一千万円の政府出資を予算に計上してございませうが、今後五年間程度相當に、約十六億の出資または補助を行なつて参る予定にいたしております。

出資財源とも関連いたしますが、九番目としたしましては、特別の利益を生ずるテンサイ糖業者よりの納付金の徴収を行うことではありますが、これも先般法律の提案理由をかなり詳細に

御説明お聞きいただきましたので、おわかりかと存じます。先ほど来申しましたように、日甜のコストと今後実現する糖価水準の間には相當の幅がございませうので、これをそのまま放置いたしますことはテンサイの秩序ある振興にかえつて弊害がある。同時に、日甜といたしては關稅、消費稅を切りかえに際しまして、標準工場のコストを一つのものにして、日甜以外と申してもいいかもしませんが、新しく建設に着手いたしました工場の標準的なコストで、なおかつ輸入糖との競争が成り立つ比率の可能なところを一つのものにいたして、消費稅の改訂を行ひました關係上、それよりも著しく条件の違う日甜については、反射的な利益が発生いたしておる、これは先ほど来申しましたような措置で調整をいたすだけでは十分でございませうので、納付金という形でござい法律で定めまして蔵入にいたしていただくということ、別途法律案の御審議をお願いいたしておるわけでありませう。

それから十番目は、今まで申し上げましたことは、主として北海道あるいは寒地におけるテンサイの措置でございませうが、北海道以外の内地におけるテンサイ生産及びテンサイ糖業の育成のことでございませうが、これにつきましては試験研究が十分に進んでおりませうと、うかつな奨励もできませうので、まず試験研究を推進すること、それから品種的にも内地あるいは暖地に適合した品種を選定すること、また栽培の適地を選定いたし合理的な栽培計画の樹立、それから製糖方式につきましても、北海道のように原料基盤が集約的に期待できない内地のことであり

ますから、果して耕地白糖といったような製糖方式がよろしいのかどうか、これら研究しなければならぬ幾多の要素がまだ未解決のまま残つておる。それを今後強力に推進をいたし、その研究の成果と相待ちまして、実態に即したテンサイ生産及びテンサイ糖業の育成措置を講じていくことを考へておるわけでありませう。

大体、以上で先般来御審議いたしておりました法律案の前提となりまして、テンサイの今後の振興措置についての私どもの考え方を御説明いたしましたわけでありませうが、そういうことで御了承をいただきたいと思います。

○委員長(秋山俊一郎君) 本件に關して御質疑の向きは御質疑を願ひます。

○東隆君 もう少し農林省の方で、甘味資源の自給強化総合対策等がありになるのですか、その面の御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(昌谷孝君) それでは、多少重複すると思ひますが、別にお配りいたしたものであります。別にお配りいたした甘味資源の自給強化総合対策について、食糧庁という立場について御説明申し上げます。事の順序をいたしましては、私ども今これから御説明いたしますこの総合対策というものをまず考へたわけでありませうが、そのうち特に立法措置を伴ひますテンサイ糖について、引き抜いて先ほど来御説明申し上げたわけでありませう。で、その意味で、基礎になつたと申しますか、根底になつた考へ方でありませうので、そういう意味でお聞きを願ひたいと思ひます。

まず、基本方針であります。これは御承知のように、三十三年度の実績

で申し上げれば輸入糖は三十三年度粗糖で百十五万トンの輸入をいたしております。それに対して国内産のテンサイ糖は約十二万トン弱でございませう。そういう状況でありまして、九〇%を海外よりの輸入に依存しておるわが国の現状にかんがまして、すみやかにこういったテンサイ糖あるいはカンシヨ糖、結晶ブドウ糖等、国内の砂糖あるいは砂糖にかわり得る甘味資源の増産をはかりたいということでありませうが、昨年結晶ブドウ糖の育成につきまして、澱粉調査会その他の御意見等も伺ひまして、今後のカンシヨ澱粉の新規用途の拡大という趣旨から結晶ブドウ糖というものが非常に期待の持てる新規用途であるというふうな結論を得まして、融資あるいは税制上の措置等、一連の育成措置をとつておることにはすでに御説明いたしたわけでありませう。そういうことをやつて参ります。

かつテンサイの増産の機運あるいは増産の可能性といったようなことに当面をいたしまして、ここに書きましたような国内自給度の向上をはかるために、全体のあり方を総合的に考へてみたいというわけで、こういふ考へ方を練つてみたわけでありませう。まず、その考へ方を進めて参ります前提をいたしまして、2の所で砂糖類需給の長期目標というやうな形で今後の姿を予測してみたわけでありませう。で、「砂糖類の十年後」昭和四十三年度における「自給力強化の目標を次のように想定する。十年——厳密な意味の十年というふうにも考へておりませうが、ある程度の将来の姿を想定しまして、一応四十三年度、十年後を想定をいたしたわけでありませうが、砂糖の需要量は

大方百五十二万トンになるといふふうに見込まれます。このことは現在の砂糖の消費量が大体国民一人当たり、三十三年度当初計画を立てましたとき、十三・七キログラムでありませう。諸外国と比べると非常に低い数字でありませうが、日本の実態は十三・七キログラムでありませう。これは当然に所得の増、可処分所得の増加等一人当たりの消費量の増加は見込まれますが、これを十年後を想定いたしてみますと、十五・五キログラムといふやうな数字を得たわけでありませう。これは可処分所得が、現在の約八万円が十万円強になるといふやうなことを前提とし、所得弾性値をばじますと、十五・五キログラムといふやうに想定をされませう。

それから人口は、人口問題研究所等の資料を拝借をいたしまして十年後を推定いたしますと九千八百二十万人といふやうなことになります。そこで、その資料で計算をいたしますと、十年後の消費量が百五十二万トンといふやうな数字を得たわけでありませう。これに對しまして供給の關係でございませうが、国内でどれくらい可能であろうかといふことをきかめて遠觀的に考へてみたのであります。十分な積み上げ作業の結果ではございませうが、遠觀をいたしますと、テンサイは今後十年間に、現在が十一万トン強、十二万トン弱でありませうが、四十万トン程度期待し得るのではなからうかといふやうに考へるわけでありませう。北海道でそのうち約三十万、それから北海道以外の内地は、これは先ほど御説明いたしましたように、今後の試験研究の結果によりましては非常に振れがあると存じますが、かなりの希望が持てますの

で、一応達観的めどとしてこれを十万吨と見てみたわけでありまして。それからカンショ糖であります。これは今回の消費税の振替措置等で相当刺激を受けたもので、かなり伸びるであろうというので、現在は内地——主として奄美大島であります——におきまして約三万吨、沖縄におきまして約四万吨、合せて七万吨の供給が現在あります。これを十年後に内地におきまして六万吨、沖縄におきまして約十四万吨、それで計二十万吨、これは鹿児島県なり、沖縄の政府なり現在持っておられます増産計画を参考としまして、それほど無理のない数字というふうに見ております。

それから結晶ブドウ糖であります。これは昨年来奨励に乗り出しましたが、まだ現状では、おそらく明年度はたまたま一万五千トン程度の供給が期待できる程度であろうかと思ひます。まあ、十年後の目標といたしまして、全砂糖消費量の割程度をこの結晶ブドウ糖でまかないたいという希望的な観点から、十五万吨という数字を出しております。このことは原料関係なり、供給関係からいって十分可能なことでもあります。問題は、消費者の嗜好と申しますか、結晶ブドウ糖が砂糖に置きかわるために必要な諸条件が達成できるかどうか、特に価格の關係が非常に大きく左右すると思ひます。私どもは砂糖と結晶ブドウ糖との適当な価格差の關係が実現し得れば、このくらいの生産あるいは消費を見込むことは、それほどむづかではないというふうな考えております。こういったしますと、国内産の甘味資源では、約七十五万吨の供給が期待できるわけ

でありますので、百五十二万吨の差額約七十七万吨が十年後における砂糖輸入量というように考えられるわけでありまして。もちろん国内産の七十五万吨につきましては、今後の施策の進行度合い、あるいは試験研究の進行度合い等によりまして、かなり変動はあらうかと思ひますが、要するにほとんど全量といつてもいいくらい、九〇%程度を輸入に仰いでおります現状から見ますれば、輸入を極力減らす、まあせめて半分くらいは国内で自給をいたしたいということからは、やはりうによつては達成のできることだといふふうに考えました。これが前提であります。

そこで、その前提から一連の施策を導き出したわけでありまして、三番目に書きました「関税、消費税の適正化」これは先ほどテンサイに関連して御説明いたしましたので省略いたします。4の「てん菜糖増産対策」これも多少表現が違ひますが、同じようなことをいつておりますので省略いたします。それからその四ページの所に(Ⅲ)と書いてある「小かん練粉乳に対する措置」というのがございまして。これも先般提案理由でお聞き取りいただきましたが、先ほど申し上げましたように、消費税が斤二十八円から十二円六十銭、斤当り十五円四十銭低減されることとは先ほど申しました。小かん練粉乳につきましては、従前消費税の免除という恩典があったわけでございます。今後消費税の免除は引き続き行われるわけでありまして、従前は二十八円という金額がその恩典を受けておつた、それが今度の措置によりまして消費税の免除だけで、従来に比較して十

五円四十銭だけ割高な砂糖を使わざるを得ないということになります。それは発展途上にある酪農のこと、あるいは小かん練粉乳の消費の対象の特殊の形態等を考えまして、上るままにしておくことは適切でありませぬので、この税の振りかえによる負担の増分を緩和する措置を講じたわけでありまして。その方法として政府が持つておりますテンサイ糖の、こういった用途に對しまして時価よりも十五円四十銭だけ安い価格で供給をいたすという考え方で、特例の法律をお願いいたしておるわけでありまして。その他は、先ほど御説明いたしましたことと重複いたしますので、省略いたしますが、五ページの方の第五の「甘蔗糖対策」であります。奄美群島、沖縄、種子島等西南諸島の主要農産物である黒糖については、経済事情の変化に伴い漸次需要が減退したので、黒糖の消費税の優遇措置を講じ品質の改善、製造方法の合理化を図るとともに砂糖の税制の改訂に伴い分蜜糖製造への切換を促進しようというので、黒糖につきましては、在来消費税が斤当り四円四角から十円に引き上げられ、黒糖であることの要件、そういった消費税の取扱いを受けることの必要要件といたしまして、たる入れ冷却というふうな、容器についての特別な制限を加えられておつたわけでありまして。それからの糖度につきましては八十六度以下のものであるというふうな、品質上の制限が加えられておりました。その辺を直しまして、品質なり製造方法の合理化と申しますのは、今のたる入れ冷却というふうな、特定の要件をはずしてしまひます。それから糖度につきまし

ても八十六度でありますのを、九十度まで引き上げるよう今回いたしております。それから、砂糖の税額そのものも、在来の四円を三円に引き下げた。こういった一連の措置によりまして、西南諸島の黒糖が、在来よりも品質のよい物が、しかも容器の制限等がなしにやれるようになる。それによつて黒糖の生産者、あるいは生産の振興が期待できますというのをいつております。なお黒糖自身のことも、黒糖しかできない場所についてはそういった措置を講じたわけでありまして、今後の私どもの気持といたしましては、黒糖の優遇のみでなく、それら地帯で近代的な分みつ糖の工業が、今度の税制の振替措置によりまして積極的に企業的に行われていく機運がすでに見えております。今後ともそういったことが相当積極的に出て参ると思ひます。それらの際、金融措置等については、なるべく積極的な推進をはかるように講じて参りたいと思つてゐるわけでありまして。試験研究につきましても、まだ十分でございませぬので、試験研究等について充実すべき点は相当あるうかと思ひます。

それから次の第六番目に書きました「原糖輸入の方針及び精製糖工場対策」でございますが、先ほどテンサイ糖振興措置と、糖価の安定という所でありまして、この内容を同じことを御説明申し上げましたが、そういった糖価維持の観点からの問題と、ほかにここで問題にいたしておりますのは、先ほどの長期目標で申し上げたように、私どもの腹づもりが具体化して参りますと、現在百万ないし百五十万吨の輸入糖を処理するための施設が現にあるわけ

ありまして、それが相当現在でもフル稼働はしておらぬ状態でございます。これが、輸入がかりに七十七万吨というふうな、私どもの腹づもりのようにうまうま参りますという、かなり既存の輸入糖に依存しておりました精製糖工場につきましては、操業度の低下、その他のことによつて影響をこうむるわけでありまして。でそのことにつきましては、今後とも新増設を認めないほか、「遊休工場は他に転用しよう」という措置を考慮する」というふうな、この(Ⅲ)の所でいつてゐるわけでありまして。今後の研究課題であります。暖地ビートを考へに入れますと、先ほど申しましたように、北海道のように千二百トン能力の工場をそう簡単に内地に設けていくことは容易ならざることであらうかと思ひます。そこで今後の研究課題として、そういった原料が分散的に供給される地帯においてのテンサイ糖の、今後の課題といたしましては、まあ半製品と申しますか、粗糖と申しますか、その段階までやりまして、あと最終的な精製過程は、この遊休して参るような在来の精製糖工場の施設を活用できないものであらうかということ、今後の研究問題として研究を進めて参る必要がありまして。また、それによつて暖地ビートも集中的に原料が確保できない所に、テンサイを入れていく一つのきつかけができるのではないかと、いふうな考え方をしているわけでありまして。それから、結晶ブドウ糖及び水あめ対策は、昨年来実行いたしました結晶ブドウ糖、あるいは澱粉の価格の安定対策をここにあらためて書いてございします。で、重々になりますから省略いたします。

なお最後に、人工甘味料でありますが、現在サッカリン、ズルチン等のほか、新しい製品としてここに書きましたチクロ、ヘキシルズルハミン酸ソーダ、いわゆるシュガロンが、かなり新製品として今後期待されております。サッカリン、ズルチンのような害のない人工甘味料ということで注目を浴びておるわけであります。これにつきましては、従前、新製品でありました關係上、物品税が課されておりません。でこの際、ズルチン、サッカリンの物品税の適正化とあわせまして、シュガロンにも物品税を課するということで、サッカリン、ズルチンがキロ当り百円になるのに対応しまして、シュガロンは甘味が約三分の一というわけでありますので、キロ三十円の物品税を課するということで、一連の砂糖対策の調和をとって参りたいというふうに考えております。

以上が、テンサイ振興措置の前提になりました甘味総合対策なるものの大體の考え方でございます。

○東陸君　今、テンサイの振興措置について、それから甘味資源の自給力強化総合対策について、二つお聞きをいたしましたのでありますが、私は、この二つからテンサイ糖業の振興をはかるために考えなければならぬ問題は、農林省の方も考えになっている通り、粗糖の輸入を十分考えなければならぬと思います。これが私は中心課題になると思います。ところが、この計画を見ますと、結局カンシロ糖に重点がまだ実は相當置かれておる。そういう数字が出てきておるわけです。それは、国内で生産されるところの黒糖に相當重点を置いておりますから、輸

入をするものは七十九万トン程度にすぎない。そういうようなことになっておる。黒糖は、百五十二万トンのうち、ざっとケイン・シュガーに依存するものが九十万トンくらいになります。これからいくと、ビート糖に重点を置いておるのではなく、依然としてカンショ糖の方に重点を置いておる。こういう姿が十年後の計画の中に出てくるべきところの財源は、テンサイ糖自身から出たとこの粗糖そのものを中心にして出てきたところの財源を活用することによってテンサイ糖の奨励も、そういうような考え方が甘味対策の中心でなかなければならぬ。そういう点からくりになっておるとこの考え方は依然として、輸入の粗糖には非常にお手やわらかに考えて、そうして財源に苦しんでおる、これから増産していこうという方面のものから無理やりに引きずり出してゐるのではないか、こういうような気がするわけです。それは、たとえば団体をこしらえて、その財源を、資本家の何だの国が出すという、そのものをやはりテンサイの方から出されておる。そういうようなものと考え方は、私は全体の甘味対策を立てる場合に、とるべき方法でない。輸入の粗糖を減ずるとか、その輸入の粗糖そのものから出てくることこの財源を十分に使う、そしてビート糖を奨励する、それを増産していく、そういうことではなければ、依然として輸入するものは非常に優遇される。そういうような形で、いかにやっても、これ

は非常に不合理なものができてくる。だから、たとえば振興会ですか、こういうようなものをこしらえるにしても、その財源は、これは当然テンサイ糖の工場の方から吸い上げて、そしてやるという考え方でなく、やはり輸入糖の方から吸い上げたものでそれらをまかなう、こういうことになって初めて日本の甘味対策全体に対する方法がはたつておるじゃないかと、私はそういうふうに考える。これは、吸い上げをされるときに、法律によって吸い上げることになるのですが、北海道の歴史をずっと見てきたときに、テンサイ糖の栽培だの何だのということとは、そんな簡単な形で開けておるものではない。そして今工場を作ろうとしているもの、これは、現行の臨時措置法で安定したものであるということで、まるで競争の形でやってくる。そして多年の間苦しんで開拓をした一番いい所へ入り込んでいくということとおるわけです。開拓をやった方面のものは、償却も済んでいるから、そこで経費が非常に安い、こういうようなことで、そっちの方から取り上げていく、こういうようなことでは、私は大きくビート糖業を発達させるということとは絶対にできないと思う。だから、国策として振興するというのなら、まず第一番にそういうようなところから財源吸収を考えないで、やはり粗糖そのものの輸入を、これは制限を加えるのが一番簡単にいく方法ですが、輸入を制限することが簡単にいく方法ですけれども、ある程度のものである、これを全体的な甘味対策として

使う、それから振興会の資本であるとか、その他のものは、これは当然そちらの方から吸い上げたものをもつてかなう筋のものだ、こういうように考えます。その点はどういうふうに考えますか。

○政府委員(渡部伍良君) まず問題は、一つは、もう少しケイン・シュガーでなしに、ビート・シュガーに重点を置き、そのためには、ケイン・シュガーの輸入による利益、その利益の中には、お話をそんたくするに、砂糖の税金と、それからまた輸入量を圧縮することによって糖価を上げる、そういう二つの利益を意味されておるように受け取ったのであります。そういう利益で直接的にビート・シュガーを育成することが必要である、こういうふうな承わったのであります。まず、なるほど輸入量を押えますと糖価は上ります。糖価の問題は、これと競争する農作物の関係、すなわちビートなり、あるいは澱粉なり、あるいはブドウ糖の点からいえば、糖価が高ければ高いほどいいと、こういうことになりましたが、消費者大衆の必需品でございますから、やはり家計費に見合った糖価といたうものが必要になってくるのであります。そこで、糖価をどの程度に落ちつけるかということ、私もはまず一方からいいますと、最近の糖価水準というものとあまりかけ離れた糖価では工合が悪い。最近三十一年の平均糖価を見ますと、斤当り七十五円だと、この一年間の糖価を見ますと七十一円程度、最近は七十円を割っております。そういうふうな関係がございますから、大体先ほど御説明申し上げましたように、斤当り七十三円程度を目安に

して糖価水準を維持いたしますれば、大体これは生産の側からいいにしても、消費者の側からいいにしても、ばんをさせていただけるんじゃないか、こういうふうに考えておるのであります。しからば第二段として、ビートを生産するために、もっと直接的な財政的な補助をやつたらいじゃないか、こういうお話でございます。その財源としては、糖価で今の程度、それならば税金で入った分をもつと端的に増えたらいいじゃないか、こういうお話であらうと思います。お説の通り砂糖の税金は糖価七十三円にいたしましたも、新しい税制のもとにおいては三十七円余の税金であります。従来の税金は三十六円何がしております。従つて消費者価格の中の半分が税金と、こういう格好になっているのであります。そこで、私どももこの税金の分をビートに直接回す手はないかということも考えましたが、その前に現在の関税、消費税のもとにおきましては、先ほど来説明申し上げましたように、消費税を二十八円ということにいたしますれば、そういう税制のもとにおきましては、幾らビート糖の製造業者が努力いたしましても、自由販売ができないという条件でございます。政府が買い上げることにによりまして、政府の財政負担は三十二年までに約四十億、三十三年度の予算におきましても約二十億の財政負担を計上しておるのであります。まずもつてこの財政負担をなくすることが第一段の手段である、こういうふうに考えまして、消費税を少くして関税を多くいたしましたのであります。で、第一段はそういうことによりまして、ビート糖が通常の状態なら

ば、政府が買い上げしなくても事実で
きるような条件を作りまして、いろん
な関係で心配がある向きには買入れ
制度を存続すると、こういうふうな切
りかえたのであります。御質問は、さ
らにそれより進んで、税金をもっと
ビートの生産奨励に回すべきだ、こ
ういふふうに承わったのであります。こ
れは砂糖の関税及び消費税の収税総額
を三十四年度は従来と変らない、こ
ういふ前提で組むことにいたしました。
まず第一段として、そのほかによつた
ビートの買い上げによる財政負担を除
去していく、こういうことをいたして
おるのであります。それと同時に、関
税、消費税の切りかえによつて特別の
利益ができる会社が出来ますので、そ
ういふものから出てくる利益を特別納
付金として政府が吸収いたしました。
それを見合ひにいたしまして、てん菜
振興会を作つて、テンサイの普及力強
化について急速の試験研究をやつてい
きたい、こういうことであります。お
話はさらにさらに進んだ対策を講じ
ろ、こういうお話でございまして。私
どもは、まず第一段の手段としては、今
まで御説明いたしました程度でしばら
くやつていきまして、その模様を見ま
して、さらに進んだ対策を講じた方が
いいのじゃないか、こういうふうにか
考へます。

それからもう一点は、ビート生産そ
れ自身の飛躍の増産の問題でございま
す。これは先ほど申し上げましたよう
に、北海道三十万トン、内地十萬ト
ン、こういう数字を掲げております。
北海道三十万トンを十年間に作ります
のには、土地改良であるとか、あるい
は土壌改良でありますとか、品種の改

良でありますとか、非常にこれからや
るべき仕事が多いのであります。北海
道庁それ自身は十年間に三十万トンは
とうてい不可能であると言つてお
るのであります。これはしかし、北海道
の耕作面積、それからまた北海道とい
う特殊地帯におけるビートの寒冷作物
としての重要性から見て、努力のしよ
う——すなわち土地改良に相当財政資
金を投入するなり、試験研究で品種の
改良なり、栽培方法の指導の徹底、こ
ういふことをやれば、面積的にいえば三
十萬トンより以上作る目標を立てても
よいのじゃないか、こういうことで道
庁と農林省の間にいろいろ討議を重ね
まして、現在の調査の段階では十年間
三十萬トン程度を一応の目標としてや
りたい、こういうことであります。従
いまして、これを要するに、御趣旨の
点は非常にこともな点、われわれ同
僚の点が多々あるものであります。一
拳に百八十八度回転した施策というの
も行政的にはなかなかむずかしいので
ありますから、ステップ・バイ・ス
テップに進めていきたい、そのワン・
ステップである、こういうふうな御了
承願えればありがたいと思ひます。

○東屋君 今のお話で、私はステッ
プ・バイ・ステップはいいですけどれ
も、せっかく甘味資源の対策をお立て
になったのですから、従つて私はこ
ういふような機会にやらなければできな
いと思ひます。その点、精製糖の方の
会社は、これは株の配当なんかもこれ
は非常に率も高い、それからビート工
場関係の方は、これは一番いいもので
今これは割になつておられぬ、日甜なん
かでも二割というのはい、これは一割
五分かそこらじゃないですか、そ

うふうにか考へて参りますと、はなはだ
しく差ができておるのです。しかも、
将来を見越して粗糖の輸入が減るとい
うことを前提に置いて、おそれく日本
の国策がビート工場の方に向いてお
る、こういうような糖業に向いてお
る、こういうような前提のもとどうか知
りませんが、非常にたくさん北海道に
さき込んでおる。しかも、そのさき
込んでおる所が、みんなどちらかとい
うと、開拓した方にビートを集中的に
栽培をしておる。こういうような所に
入り込んでおるのです。これはもう実
のところをいふと、経費のかからない
ような所をねらつて入つてきておる、
依然として栽培がまだ密集してない
ような所はそのままだ散らばつてい
る、そんなような片輪な形が出ておるの
は、これはどこに原因があるかといえ
ば、やはり今言つたような、おとり
になつておるような考え方から、経費
がかからないような所である。こ

ういふ態度でもつて進んでおる。北海道に
ビートの工場をこしらへるときには、
これはもう一番困難な所で、そうして
相当広い範囲からビートを集めて、そ
うしてビート耕作を中心として土地改
良とか何とかをやる、あるいは酪農を
進めていく、こういうふうな基本的
な考え方でもつて進めておる。従つて
ビート糖業というのは、これはもうほ
んど犠牲のぶつ続けという形になつ
ておる。今、ようやくその償却だの何
だのして、そうしてコストが少し下つ
た、そういうところから吸ひ上げて
いつてそうしてやるというやり方は、
これははなはだ甘味の全体の対策を考
える上からいって、これはむづかな考
え方である、十分に利益を上げておる

ところをというなら、これは輸入粗糖
を精製しておる工場の方が問題になら
ないほど利益がある。そちらの方から
吸ひ上げる、ことにビートの奨励をや
る、ビート糖の奨励をやる、そういう
態勢をとらなければ、この甘味対策は
これは一つも意味をなさないのであ
いか。私はそういう根幹のやり方が、
基本的にはこれから進めていくという
ところを犠牲にして、そのうちちょ
つといふものの足を引っぱつて、そ
うしてやるような、そんなやり方とい
うものはないと思ふ。だから、これは少
し考え直さなければいかんのではない
ですか。その甘味対策という大きな旗
を掲げておやりになつて、そうしてズ
ルチンとかサッカリンのところまで税
金をかけてやるなんという、そんな
ところまでかけていろいろのことをやる
ということをお考えになつておるな
ら、もっとその考え方を、利益の上
方面からもう少し取つて、そうしてや
るべきではないでしょうか。このビー
ト工業の少ししいなと思ふところから
まるで吸ひ上げる、そうしてそれで
もつて振興をやる、これは神代の昔の考
え方ならさういふやり方をやるかも
しれないが、今の場合の農林省が、特
に食糧庁が砂糖を完全に掌握してお
つて、そうして甘味対策を立てるとい
う、そんな片寄つた考え方はとるべき
じゃない。この点はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) これはもう
ちよつと資料をよく見ていただきた
いと思ふのです。まず第一に、精糖会
社がもうけたというのは、この数年糖
価が九十円に近く上つたことがありま
す。その当時はもうけておるのであり
ますが、最近では先ほど申し上げま

うに、この一年間に大体七十円前後で
ございまして。これは前の時代に、ニ
ューヨーク相場が三セント四十五程度を中
心としてみても大体七十一円見当であ
るの、八十円とか、八十五円とか、
九十円という相場が出ておつたから
うかつたのであります。現在ではそ
ういふうけはないのであります。従
つて今の糖価を七十三円程度に維持
することが適當である、またそれが実
現可能であるということになりますと、
精糖業者から利益を吸収するというこ
とはナンセンスでありまして、今か
けております税金のその一部分をテン
サイ糖の施策に回せという議論はあ
るんですが、精糖業者が数年前に五割
あるいは三割の配当をしておる会社
は事実ございまして。日本甜菜糖も大
体二割程度やつております。最近
はどうか、これはあくまでも糖価の
何とない、制度による利益ではないの
で、制度による利益ではないのであ
ります。この点が第一御理解を願
ひたいと思ひます。従いまして将来
精糖や輸入糖を政府が管理して、現
在の糖価を維持するということになれば、
先ほど申し上げましたように、三十
数円の利益を税金という格好で国は
巻き上げておるものでありますから、
それを取るといふことが一つの考
えであります。

それから第一点の、せっかく伸びた
日本甜菜糖なら甜菜糖から利益を吸
収する、こ、ういふお話であります
が、これは先ほど申し上げましたよ
うに、糖価が七十三円の場合には消費
税十二円六十銭とすれば、六十円四
十銭の関税込みの価格というものが
出てくるわけ
です。それに見合うためには、日本甜

菜糖の三十二年の買い上げ価格は四十
六円でありましたから、これに七円十銭
の販売経費を見込みましても五十三円
余りでありましたから、もし税制を変え
まして、消費税十二円六十銭の場合、関
税を二十六円にした場合には、この税
制の切りかえによつて、今までは二十
八円の消費税を見ておる場合には関税
込みの国内糖価が四十三円だから、そ
れでも日本甜菜糖が四十六円で売れな
かつたのが、今度は逆に消費税と関税
の切りかえで、売れるどころか、非常
に特別な利益が出るということになつ
たのであります。これは何も日本甜菜
糖の努力でなくして、関税、消費税を
逆にしたからそういう利益が出たので
あります。この逆にする場合に二つの
考え方があつたわけでありまして、関
税、消費税を、日本甜菜糖のコストを
ベースにして、関税、消費税を切りか
える方法もあつたわけでありました。し
かし、日本甜菜糖は一社でありまし
て、これから芝糖なり台糖なり希望す
る会社がございますから、いわゆる標
準糖価が七十三円、ノーマルの運転に
すれば五十三円でコストが出る。五十
三円十四銭の標準コストが出てきます
から、大多数の会社がベイできるとい
うところで関税、消費税を切りかえた
方がよいのじゃないか、こういうこと
で切りかえたわけでございます。その
反射的な結果として、日甜にはほかの
会社と比べて特別な利益が出ておりま
す。日甜は、終戦後進駐軍が入つて来
まして、テンサイ糖についての品種の改
良、土壌肥料の改良等、いろいろな指
導をいただきました、ずっと二十八、
九年ごろから、旧来の栽培方法なり品
種をすっかり変えてやつてきて、それ

と同時に、てん菜糖振興法で政府が買い
上げて、日甜の負担分だけでも、昭和
三十二年までに百二十七億の財政負担
をしておりまして、そういう関係もご
ざいますから、一つはこの利益の発生
が制度の切りかえによつて出る一つの
原因は、長年政府が財政支出をいたし
まして、育成していつておるのである
から、ほかの会社と大体対等の販売が
できる程度までは、そういう制度の切
りかえによる特別な利益は政府に納付し
てもらつた方がよい、こういうことで
ございますから、せっかく努力した功
績をつむ、こういう関係ではないので
ございまして、その点は一つ御理解
をお願いしたいと思います。

○清澤俊英君 ちよと二、三点、こ
う簡単なものですが、お伺いしておき
ますが、大体これを見ますと、何か勘
違いをしておるかもしれません、二
円ほど消費糖価は上るようになつてい
るが、その点はどうなんですか。

○政府委員(渡部伍良君) 現在の砂糖
の価格は七十円内外で、ここまでは一
七十一円と書いてございまして、これ
はニューヨークの相場を三セント四五
とおきまして、それに運賃、諸掛り
をかけたもので、旧来の関税、消費税を
かけまして計算すると、こういうものが
適正相場ということになるわけであり
ます。しかるところ、今度は関税を上
げまして消費税を下げるといふことに
なりました、関税は輸入品だけで、消
費税は輸入品と国内生産のものにか
けますから、従前は多い数量に高い消費
税で税収が、総量が出ておつた。逆に
今度は多い数量に安い消費税がかかり
ますから、税収を従来と変りないとい
う建前をとりますと、ここに書いてお

りますように、従来の三十六円八十四
銭を、関税、消費税を合せまして三十
八円八十一銭にするのと総税収がとん
とんになる、こういうところございま
す。そこで二円足らずのものが、砂糖
標準価格が上る、こういうことになり
ます。この砂糖標準価格を七十三円と
さめるのは、実は農林省の方、あるい
は自由党の農林部会等では国内のカ
ンショ澱粉、あるいはパレイシ澱粉を
結晶ブドウ糖なり水あめとして消化す
るため、あるいはテンサイを育成する
ため、あるいは油繩、大島等のカン
ショ糖を育成するためには、もつと糖
価を上げた方がいいじゃないか。八十円
くらいに糖価をしろ、こういう意見が
あつたのであります。私どもの方は、
それは、しかし、畑作改善、あるいは
農家経済の保護から、高ければ高いほ
どいいかもしれないけれども、消費
者の立場も見なければいけない。たと
えば、過去三十二年の砂糖の相場を見
ますと、平均七十五円になります。せ
いぜい七十五円くらいでなければ消費
者の立場を無視することになるから、そ
れ以上はできない。こういうふうな検
討をいたしましたし、これは七十五円に
いたしますと、現在、これはニュー
ヨーク相場三セント四五であります
が、運賃は国際的な最低運賃でござい
ますから、もつと上るけれども、七十
五円まで上げるのには、やはり関税、
消費税をもつと上げなければいかぬ。
そうすると税収が従来よりも多くな
る、何も税収を多くする必要はない
ないか、こういう意見もありまして、
結局七十三円程度ならば、結晶ブドウ
糖におきまして、政府の手持ち澱粉
を買い入れ価格千五百五十円で払い下

る。これならば、もう少し結晶ブドウ
糖の生産がぎりぎりのところくらいま
でベイできる。こういう見当もつきま
すから、一応七十三円、そういうこと
でできたのであります。一つは税収一
本、一つは国内の結晶ブドウ糖なり、
国内農産物の価格維持の見地から、そ
の両側の検討から七十三円程度、結果
的には、現在の相場から見ると、二円
程度高い。しかし、最近三十二年の平均
から見ればまだ多少安い。この程度な
らばいい、ただいまの相場から比べ
ますと、二、三円高いのでありますけ
れども、消費者がまんしていただい
けるのじゃないか。こういうことでき
たのであります。

○清澤俊英君 私の間いていますの
は、こういういろいろめんどろなことを
考えていいの、この表で見ますと。
○政府委員(渡部伍良君) この表では
二円です。

○清澤俊英君 糖分の糖度ですが、こ
のテンサイ糖の糖度と、輸入糖の糖
度、同じ一斤の糖度の比率は同格なの
ですか。糖分に差異があるのか。ある
ならどれくらい甘さですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは精製
糖になりますと同じなんです。ただ一
般的には、カンショ糖の精製工合が悪
いから、消費者の感覚はテンサイ糖の
方が甘くないと、こういう感じを持
っております。糖度は同じです。

○清澤俊英君 ちよと疑問がありま
す。比率は同じ、感じは違ふ——砂糖
を使つてものを煮る、感じが出てこ
なければ余分に使う、そこでかりに倍
わなければならないということになる
と、極端な例ですが、非常に高いもの

に消費の面から見るとなりやあしない
か。こういう感じがしますが、これは
国民消費経済の上から見てどういふこ
とになるのか。非常に大きな問題であ
ると同時に、それについては、糖価の
安定等非常に御苦心なさつておるよう
ですが、そういうことが考えられる
のですか。

○説明員(昌谷孝君) テンサイ糖の
いわゆる糖度は九・八だったと記憶し
ています、政府で買い上げておる規格
は、これはケイン・シュガー、カン
ショから作ります砂糖のいわゆるグラ
ニュー糖と称するもの、ハード系の砂
糖といつておりますが、グラニュー系
の砂糖と糖度はほぼ同じでございま
す。それから、同じ輸入粗糖から作り
ます砂糖にも、上白とかいろいろござ
います、そういうものは、むしろ
それよりも純糖度は低くなつておりま
す。九九以上ではございましてと思
うのですが、低くなつております。

そこで、糖度の問題とそれから、何
と申しますか、甘味度と申しますか、口
に入れた、あるいは物に入れた場合に味
覚に感ずる甘さの感覚というものは
実は違つておりました、糖度で申しま
すと、そういうふうには、今申しまし
たようなことになりまして、それから甘
味の点で申しますと、必ずしも糖度
が高いものが甘味度を強く感ずるとい
うわけのものではなくて、逆の場合も
あります。先ほど長官の申しましたよう
に、そういう関係になつており
ます。

○清澤俊英君 ちよとそろばんに非
常にうとい方ですから、思いつきでは
なはだ恐縮ですが、ただいまの場合

は、五六年、五七年でテンサイ糖六万一千四百四十三トン、輸入糖が百六万一千七百八十九トン、これが十年後になりますと、百五十二トンで、総体の使用のうち、輸入と国内産糖が半々になる。こうした場合、この率でいきますと、今のところは、関税の引き上げ率が約九〇%ぐらいのものに引き上げた方が計算せられます。これが十年後にいきますと、五〇%に減りまして、それでそのとき、今の考え方でありますとこの砂糖による税収の変更というものが当然出てくるのじゃないか、こういうようなことがちよつと考えられますが、そういう基礎数字が変つた場合でも税収が変らぬだろうか。

○政府委員(渡部伍良君) これはもう当然變ると思ひます。當然變るわけでありま。

○清澤俊英君 變りますという、これは非常に重要な問題になつてくる。長いことこれはやれないと思ひますが、いつか知らぬうちに消費税をちくちく上げて、輸入の減つた分を問題にしていかなければ問題にならぬ。原則とした輸入税収を變えないという原則を守るにはさうなるのだが、これはあなたの方には問題はないと思ひうが、食糧庁の問題はないが、いづれ大蔵省が出てこれて説明されるとき参考として、その点をどう一考考えておられるのか。これは非常に重要な問題でありますので、もしお打ち合せがありましたら、一応お聞かせしておいていただいて、あとは大蔵省でよろしく説明にまかせたい。

○政府委員(渡部伍良君) これは先ほど御指摘がありましたように、まあ私の方では、国内の畑作改善の見地か

ら、糖価をできるだけ高く維持したい。まあ消費者の許す限度でですね。ところが、大蔵省の方としては、そうしますと、どうしても税金を上げなければいけない。税金を上げることによつて糖価が上つた、こういう非難はとうてい忍び得ない。現在の程度の措置をとり、その範囲内で上る。農林省の主張に沿うのはそれが最大の限度だと、現在の状態ですね。それが實際は輸入糖と国産糖の比率が變つてきますれば、将来は税収トータルが、消費税の量が多くて関税の対象量が減るのでありますから、これは當然減ると思ひます。そういう前提でいろいろ協議をしておるのであります。

○清澤俊英君 これは農林大臣に一つよく……。畑作振興といふことは、今非常に重要な問題になっております、換金作物として。もう水田一本ではやつていけない、こういう建前がとられておることは、その振興策を講ずる上に、間接税やなどやつていこうという考え方自身が私には非常な問題であると同時に、養蚕対策のときもさうであります、どうも大蔵省といふものがさういふ点に対しては非常に考へ方がうといと思ひう。むしろ畑作等を振興することによつて、最近茶葉振興法を作つてくれといふような問題もありま、あるいは酪農振興をや、畜産の振興をやつて、世界に類のない食肉を作つて外国へ出すくらいのを考へをせぬけりやならぬとき、まあ間接税をだんだん高めていくような話で、それで日本農業を維持しようなんといふのは、はなはだけな考え方だと思ひう。これは一つ研究しておいて、この次までにはつきりした御答弁をも

らいたいと思ひうのです。

○政府委員(高橋衛君) 御説の通り、畑作振興は、今日まあ非常に重要な問題でございます。従つて、畑作振興に對しましては、政府といつたしまして、予算その他の措置を通じて、鋭意施策をやつて参つておる次第でございます。税の關係において畑作に寄与することも、また一つの畑作振興についてのいい方法であらうかと、かように考へておりますが、税金の措置を改正すべきだといふふうには私ども考へておりませんので、さう御了承いたしたいと思ひます。

○東藤君 今の問題に關連するのですが、私はこの際、関税一本にして消費税を廃するといふような形の方が、ビート・シュガーを進めるには……非常に力が入れておると思ひうのです。北海道でビートを始めるときから、ビートの奨励をやるのに、財源を、実は砂糖の消費税を振り当てにしておつた。これは、北海道の場合は、さういふような關係で、砂糖消費税を見返りにこれを進めていく、こゝういふような体系が立つておつたのです。さういふような時代に、これはいたし方がないですけれども、今國が取り上げてさうしてやるという場合に、砂糖の消費税を取るといふのは、私は間違ひだらうと思ひう。塩もついでに取つた方がいいかもしれません、消費税です。ね。で、砂糖だの塩だの、こゝういふようなものから消費税を取るといふような考え方ではなくて、関税を増徴することによつて私は十分に目的を達すると思ひう。それは、輸入業者の関税で支払うのも、それから消費税で支払うのも、これは同じことなんです。だから、そ

ちの方でもつてまとめて取つて、さうして消費税の方を省いてしまへば、これは國內における砂糖の値段をある程度安くする。消費税の部分です。よ。ビート・シュガーに対する分は、これは下げることはできると思ひます。だから、バランスをとる面から考へてもいいし、それから輸入をある程度阻止するといふような考え方からも、私は関税増徴をして、さうしてやる方がいい。今度の關係を見ますと、消費税と関税は逆にしたような形だけれども、消費税の減らし方が実は少いのです。この案を見てもすぐわかるように、たとえば関税が八円八十四銭、消費税が二十八円、これは今度逆になつて関税の方が二十六円二十一銭、それから消費税が十二円六十銭、こゝういふようになっていゝので、これをかりに十二円六十銭を八円八十銭としても、何も粗糖の輸入業者の方には關係はない、同じことなんです、これは。だから、いっそのことこの際、関税に重点を置いて関税で取り上げる、さうして國內で生産されるところのものに對しては消費税をかけないという形が出てくれれば、これはもう甘味対策としては非常にいいやり方です、おそろく外國のやり方もさういふやうなやり方をやつていゝのじゃないですか。消費税として取り上げるのは非常に案です。しかし、消費税を当て込んで、さうして農林省の方でいろいろその仕事をやる場合に、予算の獲得などの場合に都合がいいというなら、これはいろいろな点があるのですけれども、今考へるのは、北海道のように昔やつておつた時分、さういふやうな時分にはあれよりほかに方法がなかった。しかし、

國內を一本にしてやる場合、何も昔の考え方を踏襲する必要はない、だから関税でもつてほとんど大部分を取り上げて、消費税はこれはゼロにする、さういふ考え方に立てば國民も納得するし、非常にいいと思ひう。この点どうですか。大蔵省の方からの御意見も、両方から一つ……。

○政府委員(渡部伍良君) これはお話しを聞いてもつともだと思ひます。さういふ点の論議されました第一点は、関税のみでやつた場合どうなるかといふことですが、現在の二十六円でも從價に直しますと一二〇%以上になるんじゃないかと思ひます。それを、十二円六十銭を関税分に足すとすれば一五〇%、あるいはもつともなるでしよう。さういふので、幾ら関税でも外國のおつき合ひがございますから、さうむちやくちやに関税だけにたよるわけにはいゝかない。それならば、次にお話がありましたように、関税の最高限度に國內糖価を押えたいといふやうな、こゝういふお話がございました。さうしますと、なるほどビートは十二円六十銭の消費税がかかるから、ビートに關する限りは輸入糖にも消費税をかけなければ、それで輸入糖との競争ができることになるわけですね。ですから、それだけ糖価を安くすればそれでいいんじゃないかと思ひます。

それからさらに、しかし、それでは農林省が満足しなかつたのは、今一番大きな問題になつておりましたのは、やつぱり澱粉の消化で、現在は水あめと、それからこれからやろうとする結晶ブドウ糖でありますから、この点を考へますと、先ほど申し上げましたように、糖価七十五円でもさうもうかる仕

に、糖価七十五円でもさうもうかる仕

事にはならない、糖価七十三円でぎりぎりのところである。もっと高ければ高い方がいい、こういう点がございまして。まあ、そのほかこれが大蔵省のお話もあるかもしれませんが、税収の減の問題もございまして、いろいろな点を考慮しまして、第一歩としては現在の状況を急激に変えるということをして行ないたいという結論に達したということでございまして、お話を、たとえば十二円六十銭の消費税をはずして、二十六円の開税だけにして、それで結晶ブドウ糖なり水あめが引き合わないならば、政府が補助金なら補助金を出すと、あるいは政府がそれを買い上げて財政負担したいというじゃないかという理屈が出てくるのであります。しかし、これは技術的に現在のビートの買上げだけでもいろいろな問題がございまして、なるべく政府がタッチしない、自由流通ができるような条件を整えるのは、開税、消費税をどうしたらいいかということで、この程度にしているのでもございまして。

○説明員(木村秀弘君) ただいま御質問のございました、消費税を全部やめて開税一本にしたらいかがかというお話でございますが、ただいま食糧庁の方からお話のありましたように、今度の振りがえによりまして相当開税率が高くなります。過去三年の平均粗糖の輸入額に対して、今度の振りがえを行なった後の開税収入を割ってみますと、従価にいたしました大体一〇三%ぐらいいに相なったと思えます。最近糖価の輸入価格が下っておりますので、最近の数字にいたしますと、ただいまお話のありましたような相当高率なもので

になっております。もちろん外国におきましても、国内でビートを生産いたしております国につきましては、相当高開税を持っておるのでございまして、その例をいたしましては、イタリアが一〇五%、従価に換算いたしました一〇五%、それからフランスが固定税率で三三〇%、それを実効税率で三分の一に切り下げまして、現在実行いたしておるのは一〇%でございまして、日本が大体これに近いようなものにならざるかと思ひます。そういう法律系から見ましても、現在たばこの三五%を除きましては最高が五〇%でございまして、今度振りがえが行われると砂糖が唯一の例外になるというような格好に相なるわけであります。

次に、消費税を全部開税に振りかえしました場合を想定いたしますと、今度の限度でも約二円の値上り、斤当り二円の値上りになりますけれども、国内の砂糖の消費税分が全部輸入糖にかぶって参りますと、さらに大幅の値上りになる。要するに、それだけ消費者価格が高くなる結果になりますので、この点は消費者大衆の立場から考えてみますと、相当問題があらうかと考えます。

○東隆君 今、消費者価格が上るといふのはそれはおかしいですよ。消費税の方をゼロにするのですから、だから消費者価格は何は上ったって問題でない。消費税の分はゼロとして考えるんですから、何もそんなに心配することはないんじゃないですか。精製をする業者は、開税が何は上ったって、同じものを払っているだけの話じゃないですか。消費税の取り分を、

消費税で上る分を開税の方に振り向けるんですから、その部分を取り上げれば、何も同じことじゃないですか。

○説明員(木村秀弘君) これはもちろん総体の砂糖の税収が現在の程度を維持しておる、税収全体が減つてもかわらないという前提でございまして仰せの通りになりますけれども、税収全体としては現状通りだけれども、ただ国内産糖に対する消費税分だけを輸入糖にぶつかけるということになります。対して、国内産糖が約二十万トンぐらになるかと思ひますが、結局二割足らずの比率しか国内産糖は占めておりませんので、何といつても輸入糖の価格によって国内の砂糖の価格が支配されるというわけになりません。そうしますと、今私が申し上げましたように、輸入糖にそれだけの負担分がまるまるかかって参りますので、税収を同一に保つことを前提とすれば、国内の糖価が上るといふことになりまして。

○東隆君 私の言っていることは、総体百二十万トンを消費すると、その百二十万トンに対して消費税をぶつかけると、輸入のものに開税のそれだけの分をかけた方がいいんじゃないか。そうすると、どういふことになるかという、国内のビート糖なんかの奨励には非常にそれは役立つんじゃないか。国内生産を助長することになる。だから、同じことならば輸入糖に比べて、そっちの方でまかなえないじゃないか。税は減りませんよ。輸入するものにその分だけかければいいんですから、消費税の分をかけた方がいいのですから、それは何も差額ができてくること

とはないじゃないか。

○説明員(吉田二郎君) ただいま仰せの点は、要するに消費税は、かりに百二十万トンなら百二十万トンにかかっている。輸入は、かりに百万トンといふ、百万トンに消費税がさらにかかっている。その百二十万トンの分は、全部開税で取ろうということになります。単位当りは百分の百二十という税率にしなければならぬ。そうしますと、その開税に振りかえられた消費税は、単位当りでは高くなりますから、そうしますと、輸入糖の価格は必然上らざるを得ない。その点は約二割五分上るわけですね。百分の百二十の税率にしろくちやならぬわけですから、ですから開税で取ろうと思へば、百万トンの数量で百二十万トンの消費税を取ろうとすれば、当然単位当りの税額は上らざるを得ない。その単位当りの税額が加わりますと、その輸入糖の糖価はその分だけ上る。だから、国民のなめる砂糖は上るといふことを開税部長は言っているわけですね。

○東隆君 私が言っているのは、砂糖消費税でもって上げる分は、消費税がプラスになつていくんですから、消費税はゼロにするわけですから、何も問題にならぬと思ふんです。ただバランスをとる場合、国内で生産をするものと、それから輸入のものではバランスをとる場合は違います。だから精製糖業者は、非常にたくさんはむずかしい方、輸入をだんだん減らしていき、そうして国内生産をふやしていくんだ、こういう考え方に立っているとすると、それくらいは措置をとつ

てもいいんじゃないか、こういう考え方なんです。そうして全体が、もう国内生産の方はふえていったら、そのときにはゼロからプラス幾らというふうにとつていけばいいんじゃないか。それに問題にならぬと思ふんですが、この点は貿易だの何だの問題でどうだのこうだの、必要量は輸入するんですから、だからこの点は何か少し精製業者の方の糖価は上るかもしれない。だけれども、全体としては消費税が減るんですから、その分から差し引きした形になるんですから、そんなに響きはない。

○政府委員(高橋衛君) これは、あるいは大蔵省から御答弁申し上げる筋合いいかとも存じませんが、御承知のように、輸入開税の場合には、産業政策的な考慮が相当な次第でございまして、主として国民負担の立場から考えておる次第でございまして。先ほど砂糖について、塩についても税金を取っていないんだから、砂糖はいいじゃないかというお話もございました。しかし、生活必需品から嗜好品の間には、だんだんとニユアンスに違いがございまして、たとえば酒についても、これは必需品だといふような向きもある次第でございまして、酒については非常に高いところの消費税を取つておる。砂糖は大体その中間的な存在といふことで今まで消費税を取つた次第でございまして。また政府としては、今回の予算を通じて、七百億円の減税というのを打ち出しておる次第でございまして、砂糖については減税ということを考えませんが、従来の税収入を

てもいいんじゃないか、こういう考え方なんです。そうして全体が、もう国内生産の方はふえていったら、そのときにはゼロからプラス幾らというふうにとつていけばいいんじゃないか。それに問題にならぬと思ふんですが、この点は貿易だの何だの問題でどうだのこうだの、必要量は輸入するんですから、だからこの点は何か少し精製業者の方の糖価は上るかもしれない。だけれども、全体としては消費税が減るんですから、その分から差し引きした形になるんですから、そんなに響きはない。

そのまま確保しながらこの甘味資源の対策を立てていきたい、こういうふうな考えでおりますので、そういうふうな前提に立つて砂糖消費税から関税に振りかえということをお話ししたい。振りましたので、従って先ほど来大蔵省側から、また食糧庁長官から御説明申し上げましたような筋合いに相なっております次第でございます。

○千田正君 今の政務次官のお話は、国税庁長官としてのお話で、農林次官の御答弁とはどうも受け取れないのであります。あなたが前段において、これは産業上必要だとおっしゃるが、そうだとすれば、農林省としてこの問題をわれわれに提示したのは、日本の畑地農業に対する新しい振興政策の一つとしての考え方である。それならば国内におけるこの新しい産業育成のために考えなくちゃならないのであって、どうも今の御答弁は、ちょっとわれわれはわかりかねるわけです。

○政府委員(高橋衛君) 言葉が足りませんで、はなはだ恐縮いたしました。先ほど食糧庁長官から御答弁申し上げました通り、今回消費税を減税いたしましたので、そうして輸入関税を増額するという措置をとりましたゆえんのもは、もっぱら国内におけるこのテンサイ生産に関するところのテンサイ栽培並びにテンサイ糖製造業でございます。その方も育成をはかりたいという趣旨に出ているものでございます。ところが、その程度にはどの程度が妥当であるかという点が問題になるわけでございますが、この点に關しましては、先ほど来御説明申し上げております通り、標準生産費であるところの五十三円十四銭でございます。

か、これをもって、この程度確保できれば、大体テンサイ栽培の方面も、またテンサイ糖製造業の方面も、十分に振興の措置は講じ得るという見通しのもとにこういうふうな施策を打ち立てた次第でございます。これは先ほど来御議論のありました通り、各方面にいろいろと関係がございます。たとえば同時に結晶ブドウ糖の増産を企図いたしております。結晶ブドウ糖の市場におけるところの砂糖との比価の問題、または国民負担の点、その他各般の点から総合考慮いたしまして、こういうふうな結論に相なつたと思っております。

○清澤俊英君 大蔵省の方は見えておらぬと思つたので、一点だけお伺いして、時間がだいぶ過ぎましたから、私はやめるつもりですが、原則として税収が変らぬ、こういうことで出発しておる。そこで、農林省は十カ年計画でもって輸出のバランスを五〇％に、輸入と国内産のバランスを五〇％の比率に持つていくのだとおっしゃる。先ほどその点について、こういう状態が出て参りますれば、関税と消費税との関係において当然バランスが破れるものが出てくるだろう。これは食糧庁の長官もそこに、当然関税率を上げなければならぬというのを承認せられておるのでありますが、そうしますと、年々歳々ある量がバランスのとれない関税率を追つていくわけだ。原則に立つて見ますと、それを追つていくわけですが、そうしますと、今年とられた処置は来年またいささか変えなければならぬ、こういうことが出て参りますが、そういう点について、将来の点についてお考えがあったのか、ないのか。あつたと思つるな

らば、どういう形において現実の税率そのままを消費の面において変動なく考えているか、考えられたのか、こういう点をお伺いしたい。

いま一つは、国民の消費経済の中に置きまして、糖類においては大体変わりがなく、甘味度、はなはだめんどろなものであります。この甘味度において、国民消費が国内糖として、これからできるテンサイ糖、ブドウ糖、結晶ブドウ糖その他のものの場合において非常に高く使わなければならぬ。こういうようなことを考慮せられて、今度の税制の改革において国民生活の上に大した驚異はない、こう考えておられるのだらうと思つて、この甘味度に対してのお考え方が、今までの二円の値上り、それ自身ももつと率高く実際に使用量を中心にして上つていくというふうなことでお考えになつていくのかどうか、これを大蔵省の、こういう方法を講ずる農林省と、消費税を下げ、輸入関税を上げることにおいて、大体税率は、税収には変りないという考え方の中に、国民消費経済の中に追い込まれる負担率としてのものの値上り、こういうものをどういうふうにお考えになつておられるか、この二点を私はお伺いして、きょうの質問を終りたいと思つております。

○政府委員(高橋衛君) 先ほど、大体税収に差がない程度になるという御答弁を政府委員から申し上げましたが、その趣旨は、来年度においての問題でございます。将来漸次国内糖が増産されまして、従つてその関係において全体の税収入として、言いかえますと、輸入糖が少くなり、国内糖が多くなることによつて、輸入税、輸入関税及び砂糖消費税のトータルが減少するということとは当然あり得る。と申しまするよりも農林省の十カ年計画に従えば、当然そういうふうなことになるはずでございます。それだからといって、そのためにその不足分を輸入関税の増額によつて充てるということは政府は考えておりません。

○説明員(吉田二郎君) ただいま政務次官から仰せの通りでございます。実は打ち明けて申し上げますと、この消費税と関税とを同じくする目標をどこに置くかというところは相当問題あつたわけであります。極端なことを申しますと、少くともテンサイ振興の第一次計画が終り、三十七年で見るという考え方もあつたわけでございますが、そういういたしますと、これは相当な、今の段階から申しますと高い税率だ、そういう点からいろいろと検討いたしました結果、少くとも来年度予算においては、一応現行法によつて認められる収入を確保する。しかも、この振りかえの考え方は、いわばテンサイ糖が普通の採算ベースに乗つていくところまで振りかえようという考え方でございまして、恒常的に一つの新しいシステムを作ろうというものであつて、このシステムでいく限り、来年度は少くともほとんどになつて、その後はそれによつてテンサイ糖が伸びていけば、その目的は達成されるわけでございます。それから、そこで若干の税収減が生じてもやむを得ないのじゃなからうか。もちろんその間に国民所得が増加するとか、国民の消費水準がいろいろ変つてくるということ、現在のような砂糖消費

税負担がまた別の角度になつてくれば別でございますが、少くとも毎年輸入糖が減つて、国内糖がふえていく割合ずつ直していくという考えは全くないわけでございます。

それから甘味度の点でございますが、甘味度と申しますのは、どうも人間の主観が相当入つておまして、テンサイ糖だと甘味がどうも少いという感じを受けるわけでございます。加工用に向かう場合等におきましてはほぼ同じでございます。現に欧州諸国ではビートですべてやっておるわけでございます。価格に申しまして、上白の値段とテンサイ糖の価格はほとんど同じでございます。と申しますのは、結局主観的に若干違ふような感じがするけれども、実際の用途として考へる場合には、それほど多くテンサイ糖を使わなければいけぬというものでない。やはりテンサイ糖を使うと、上白を使った場合より、よけい使わなければいけないというものではないのでありまして、このテンサイ糖が漸次国内でふえていくと、むだに大量の消費が行われるということは考えておりません。そういう意味でテンサイ糖がふえていくとも、国民経済的に砂糖をよけいに消費して参るということには考えていないわけでございます。

○堀本宜寛君 テンサイ糖の価格、それから製造業者における安定ということが生産者のつまり安定になるわけなんです。そこで、今度のこの方式を見ますと、安心して増産をするというところに少し欠けはしないかと思う。うに心配をするのですが、それは従来のに業生産振興臨時措置法によつて政府が買い上げをする。がしかし、そ

の一部というものです。著しく低いというのですか、何かの条件によってその必要を認めないとか、あるいは日甜ですか、すでに政府が助成をして相当コストが安くついているという工場にはこれを除外する。たとえば一部ないしは全部を廃止するという事になつていて、何となくいろいろ問題もありません。やがては生産者が安心して生産するという建前からいいますと、現行法の臨時措置法による政府の買い上げというものを、いずれの工場においても同様に行うべきものではないかという基本的な考え方をもちますが、その点は先ほど伺ったのですが、もう一度一つ簡単に御説明を願いたいと思います。

○政府委員(渡部伍良君) これは、テンサイ糖の製造業者の立場と、それからテンサイの生産者の立場と、それからテンサイ製糖業者と対立する輸入糖の精製業者の立場と、この三つの関係から出てくるわけでございます。テンサイ糖製造業者の立場からいいますれば、買い上げをやりますと、まあ新しい工場では、工場別のコストであるとか……、この案では、標準糖価で買う、こういうことになっております。ところが、日甜のように非常にこれは、先ほど申し上げましたように政府のいろいろな施策によって償却が進みまして、その上に製造の切りかえによって標準糖価と日甜のコストが違ひますと、非常に競争力を持つてくるわけですから、安く売る可能性があるわけですから、安く売つてももうかるわけですから、ですから日甜だけの立場からいえば、これは買い上げてもらわない方が

いい、こういうことであります。すると、買い上げなかつたらどうなるかという、今度は一つは、輸入糖の精製業者にどういふ影響を持つか、安く売られると、これは国内の相場を全体を下げる心配があるから、全体の業者が苦しくなる、従つて安く流れないようになつてくれと、こういう意見が出てくるわけでございます。その点は、私の方では、一方におきましては、先ほど申し上げましたように、納付金で相当額を吸い上げる、それを吸い上げますと、大体この輸入糖の精製業者におきましては、これは精製糖業者におきましても新しい工場と古い工場、あるいは企業能力の違ひがありますから、相当の幅がございまして、それと同じく、競争力の幅になることになると思います。従つてその方からこれを買い上げだという主張はできなくなる。そうすると、第三点のビー

トの生産者に対してどういふ影響を持つか、こういうのでございまして、これはそういうふうな、非常に有利なコストの会社が出てくると、テンサイの栽培者に対していい条件で有利な工場に集めてしまう、こういうわけがある、こういうことが一つあるわけですね。そうしますと、あとのその後に出てきた会社のビーの生産者に対する待遇を、一番いい工場の買い上げ条件に合せなければならぬから、それだけ経営が苦しくなる、こういう問題が出てくるわけでございます。その点、先ほど御説明申し上げましたように、テンサイの買い上げ価格は、現在千斤三千五百円で告示して、これはカンシヨ、パレイシヨの政府買い上げの場合に、

原料のイモの買い上げ、澱粉の価格との関係でなまイモの価格を指示します。それと同時に、これは工場を中心として、一定の集荷地域というものが、経済的な集荷地域というものがございまして、その調整を、不当の競争が起らないように協議会を作りまして、北海道と農林省、生産者、テンサイ糖の製造業者、そういうもので関係の協議会を作りまして、その調整をはかつていくということによりまして、何ら心配なく行われるように措置いたしましたと思うのであります。従いまして今申し上げましたように、非常に極端に生産費の低い会社のもは買わなくてよろしい、もしどうしてもそれを買えということならば、今のてん菜生産振興臨時措置法では強制力がございせんから、その法律を直す必要がある。しかし、そこまではいかなないまでも、先ほど来申し上げましたような条件が整うならばいいじゃないか、こういうことでございまして、先ほど説明したような措置をとりたいと思つております。

○堀本宜實君 私は、こういうふうな考えるのですが、常時輸入する砂糖の市価というものを七十三円とございまして、ということとで一応くつて、そしてそれによるコスト、あるいは輸送、いろいろな条件がございまして、それを勘案して、そのテンサイ糖の原価計算というものをし、それから今まで政府が援助をしておつたというやうなことに、全般的な買い上げというものを、一部の工場なりに停止しよう、こういうことで、非常に変動の多い輸入砂糖の市価というものを、これはいろいろと変わつてくると思いま

すが、そういうものを前提として、こういうような規定をいたしますことは、今、現在の段階では、私は納得し得ると思うのであります。しかし、将来はこの変動の多い輸入砂糖の市価というものを一定の、何といひますか、水準で均一に適正にきめたということだけで、将来もこのテンサイ糖の糖業の確保、あるいは拡充というものは行われない、こういうふうな思ふのであります。これは将来の問題でありますから、推移を見ながら適正な変更をするのだらうと思ひますが、少くとも十年後における甘味資源の総合対策の観点から考えましても、今にわかに三万五千町歩ですかというものが、かりに九万町歩というものにふえていくかどうかというのを考えましたときに、非常に今の段階で心配をいたします。ですから、私はこの問題について、あえてただいまの、現在これ以上申し上げませんが、少くとも政府は買い入れをするんだ、そして生産者の価格というものを均一に安定をしてやるんだという親心がなければ、大へんこのテンサイ糖の生産拡充に對しまする政府の考え方、あるいは関税と消費税の振りかへ等の処置は、農家といひましては非常に歓迎はいたしておられます。喜んでおりますが、生産の将来については非常な不安を持つておるということをは御了承おきを願ひたい。かりに、一定の輸入するところの砂糖の市価というものは変動があると思ひますが、そういうやうな、七十三円と規定されておりますけれども、将来その変更の際にしましては、どういふお考えを持つておいでになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) これは、まず、糖価七十三円とございまして、それは従来の関税、消費税からいへば七十一円、二円分は切りかえによるものであります。それはニューヨーク相場を三セント四十五、それを標準にしまして、現在の運賃で評価して七十三円というものを抽出してあるのであります。従つてこれ以上上下するファクターは、ニューヨーク相場が下るかどうかが、それから船運賃が下るかどうかが、こういうのでございまして。それからもう一つは、過剰輸入による需給のアンバランスがございまして、こういうのであります。最後の需給のアンバランスは、これは私どもの輸入計画で引き締めかけんによればできると思ひます。あとの二点は、これは私どもで操作できないわけではあります。今ニューヨーク相場が三セント十で、国際砂糖協定の最低の線になつております。従つて数日前の国内相場も七十円を割つております。しかし、これ以上ニューヨーク相場が下ることは、何と申しますか、国際政治不安とか何かございまして、これは別です。現在の相場もキューバの革命の影響で、キューバの砂糖資本家が放逐されてしまつて、そこで持たないで、どんどん出しておるためでありまして、これが長く続けば、国際砂糖協定の輸出数量の制限をやりますから、砂糖協定の限度内でおさまると思ひます。それから、国際運賃も今が底であると思ひますから、これ以上下るといふことは実は予想してないわけでございます。従つてそれで輸入数量を、そういう最低の相場でありまして押えれば、これは需給の関係で糖価を持ち直すことが一つできるわけでありまして、しかし、それを持ち直し過ぎて

上つてくると、今度は精製糖業者に不当な利益をもたらすことになりすから、そのかね合いが非常にむずかしい問題になります。これ以上砂糖の国内相場が下がることは、私も予想していません。それと同時に、今度は納付金の場合には、糖価七十三円と定めておきますが、これは法律のときに、またあらためて御説明申し上げますが、国内の砂糖相場は、一年間の砂糖取引所の相場、それから日銀の卸売物価指数で平均を出しまして、それが七十三円より下であれば、たとえ七十一円ならその二円だけは納付金を延納する措置を講じて、納付金の方法でバランスをとっていく。それからほかの会社は、これはただいま申し上げますように、全部一、二年のものは特別価格、そのほかのものは標準価格で買い上げるわけでございまして、ただいま御心配になったような点は、一応全部、最初のはちよつと違っていたのですが、いろいろ御意見がございましたが、そういうふうにして仕分けしまして、心配のないようにしておるわけでございまして、しかし、これでもこれからの経済の変動やいろいろなことがございまして、その変動がございまして、これはまた別の対策をそのときに当って当然考えなければならぬ、こういうふうな考えておりますが、現在予想されるいろいろな条件のもとにおいては、それ相当の手を打っておる、こういうふうな考えております。

○堀本宜寛君 私はいさうな思いますが、先年蚕糸の相場がおよそこのくらいだろうということで買入れを行いました。ところが、その予想が

はずれて急激に暴落を続けた。これは食糧庁長官といえども国際変動というものを、今の客観情勢で下らないであろうとか、上らないとかいうことをこころおしやうとむだなことだと思ふのです。一応このようなことを立てておきになったというところについて、私はどうも言うわけではありませんが、国際情勢の複雑多岐な今日、ことに輸入品を対象とする、しかもそれが価格を左右するものであります限り、そういう問題が起ってくるという

ことを私は想定すべきだと思ふ。そういう変動が固定すべきものではない。つまり、標準糖価というものをここでかりにきめておいても将来大へん移動するものであり、変動が起るものであるということを想定すべきものだと思ふ。これが当然だとそういう場合には、糖価を、七十三円で、二円上げたいと言いますけれども、現実の砂糖というものは若干下りぎみです。先ほどお話しになりましたようないろいろな客観情勢によりまして下りぎみだ。そういうことで、ただいまの現状だけでも、割り切るといふわけには参りません。そういう場合に、この数量というものを抑制して、そして日本甜菜糖の、つまり国内甘味資源の価格安定にそのこととでアジャストしよう、調整しようということは若干私は広い国際経済という視野に立つては何か不合理のような気がいたします。そこで、これを審議する公正妥当な審議機関といふか、そういうものがあつてしるべきものであつて、行政上の立場だけでこれを決定し、推移を判断するということに若干の不正が伴うような気がいたしますが、将来調整しなければならぬ

段階が起ってくる。かりに話をしはりまして、調整しなければならぬ段階が起つてきた、そういう場合に、調整というものはどこでおきめになりますか、どういう方法でおきめになりますか。

○政府委員(渡部伍良君) 蚕糸の例をおとりになりましたが、蚕糸とは全く違つてございまして、蚕糸は海外市場を目当てにしてこちらから勝手にきめておきます。砂糖の方は国際砂糖協定がございまして、最高、最低の幅で、最高に輸出数量を制限することによって、その幅の中におさめる。これに加入すれば三年間効果はございまして、従つて三年間はこの幅の中で動き得るのではないかと。先ほど私は、国際砂糖協定の中で三セント四十五から三セント十になったと申しましたのは、その範囲内で下つておりましたので、これ以下に下るといふことは予想しておられない、これは特別の国際的突発的な事故がない限り、そう思います。それから、三年後国際砂糖協定がなくなれば、これまたそのときにはやはりこちらから制度をそれに合せて切りかえなければいけない。これは将来の問題としてやはり問題のあることは私も承認してございまして、従いまして今の段階におきましては、やはり向うで相場を立てて、それをもととして、それを標準として七十三円と計算されているのであります。それが維持できることが、やはり需給のバランスがとれていることである、こういう推定を下しているわけであつて、こういうしから、いろいろなフアクターがござい

に、先ほど来申し上げている手段を個々別々に講じているのでございまして、それでもまかなわれない事態が発生すれば、制度を切りかえなければならぬ、こういうふうな思ひます。

○堀本宜寛君 話を交えますが、今五つあり、それで新しい工場を立てつつあり、また新しく増産を見越して申請が出てきています。こういうことなので、この新設、増設される工場の基準というものが、集荷の範囲あるいは生産区域による、何といひますか、そういう基準というものを、何か目標を立て、これだけの生産あるいはこれだけの集荷区域、そういうようなものがちゃんとときまつている、また明示する、とにかく基準というものを設定すべきだと思ひますが、それはどうですか。

○政府委員(渡部伍良君) きょう資料をお配りになったと思ひますが、それは基本問題でございまして、現在精製糖を作る工場の経済単位は反当四千四百、六千四百、百二十日操業、これが一つの基準であります。それが経済単位になつております。従つて私の方のこれらの問題は、北海道の例をとりましますと、北海道における畑作面積をもとにしまして、これから開拓される場合もございまして、それに今後の品種改良による反収の増がどれだけの増か、それから輪作の期間を、今六年とか七年とか、ある地方では三年までやつて

かという地域を、土地改良なり、土壌改良にどの程度の金をかければどの程度ふえるかといふことによつて町村別の作付可能計画というものを今作りつてあります。大体、三十七年まではもう一カ月くらいしたらできますが、十年後のやつはこれから多少ひまがかかります。もう少し綿密な調査をいたさなければなりません。それに合せまして、先ほど申しました一工場当りの集荷区域、集荷面積というものがございまして、それから、これはたとえば根釧であるとか、あるいは北海道の北の方。あるいは南部の方では、まだ土壌等の関係で反収が低いものですから、そのところでは面積が広くなる。今の反当四千四百、六千四百、百二十日操業に合うような条件が整つた所に新工場の設置を認める。そういう計画でやるわけでありまして、今までのところでは、多少そういう基礎調査を整えないで、非常に急ピッチに入つたところがございまして、それは従来、日本甜菜糖なり、その前の明治製糖なり、北海道精糖がいろいろ研究している地盤があるわけでありまして、その中に入れたのですが、これからはそれ以上にもつと新しい地域を開拓していかなければならない。開拓といひますか、今まで入れなかったのは入れなかった理由がありまして、それを一つ解決していかなければならぬ。そのめどがつくに従つて、新しい工場を導入するように調整して、この秋動く工場が七つあります。今申請がきてゐるのが、北海道で八つあります。しかもそのうちの六つは十勝に集中している。それは、とうていそこに、そんなたくさんの数は十勝が幾ら

發展しても入り得ないわけでありま
す。これは各社が、それぞれ自分自身
の思いつきでそこに作ったらしいだろ
う、こう言っている。それを私の方で
は、それぞれの会社の申請の町村別の
集荷計画というものを一表にしまして、
みんなに見せまして、そこで幾ら争つ
てもしかたがないから、新しい地域に
開拓して、それぞれ分担しまして、私
の方ではそういう年度計画によってや
るのだから、それに合うような計画に
変更してもらわなければならない。こ
ういうことで今協議しております。

○堀本宜實君 もう一つ、最後に簡単
に伺いたいと思いますが、結晶ブドウ
糖ですね。結晶ブドウ糖の指導です
が、この問題については、例の資金の
融通計画の樹立、それから原料の政府
のつまり買い入れ等がありますがね。
その他に新しくこの甘味総合計画の中
で、結晶ブドウ糖に対して何か施策を
講じられますか。

○政府委員(渡部伍良君) 現在のところ
は、今度糖価水準を七十三円に上げ
まして、従来より若干上るのでありま
すが、それ以上に新しい施策というも
のはまだ考えておりません。これは東
海精糖が昨年の十月から、それからあ
と申請が出ている三社はもう数日中に
資金の公庫からの融資が決定いたしま
す。ですから、工場が動き出すのはお
そらく早くてことしの秋くらいじゃな
いかと思います。今はそういう状態で
ございまして、資金の融通あるいは税
制上の観点、原料の原価払い下げ、こ
ういうものでしばらくはいいたい、こ
ういうふうに思っております。

ようと思うのですが、一点だけこの際
承わっておきたいのは、例の堀本氏が
先ほど質問された全量買い上げの問題
です。ブドウ糖等のこれは、私はどう
しても政府がおやりになった方がいい
のじゃないか、こういう考え方を持っ
ておられます。先ほど、輸入量等につ
いては、農林省が十分に考えるのだから、
その調節はつくだと、こういうお
話ですけれども、しかし、砂糖の問題
は、今までの歴史を見ますと、相当む
ずかしい問題になっておるのです。こ
とに、北海道に進出しようとしておる
会社、これには自由民主党の有力者が
みんなうしろにくっついておるのであ
りまして、たとえば名古屋精糖、芝浦
精糖、大日本製糖、こういうふうにあ
る。従って政府がある程度の手持ち
を常に持つておって、そうして輸入量
について、ある程度それを調節する
だけのやはり政府が買い上げ手持ち
を持つていなければ、価格の安定その
他を期することはできぬと思ひます。
それはなぜかという、今の有力者が
やはり農林省に圧力を加えますから、
そこで輸入量はこれはなかなか容易に
減るもんじゃありません。名前をあげ
てみると、そうそうたる人ですから私
は申しませんが、そこで、食糧
庁長官が何ぼそれをここで調節する
のだと、こう言われても、なかなか私
は心配でたまらないのです。そこで、
やはり食糧庁はある程度のものを買い
上げて――全量を買ひ上げるのだ、そ
うしてそれを手持ちをしておるのだと
いう、そのことによって価格の調節を
する。この程度の考え方をするのがそ
れが当然の話であります。それをやら

ないでやると、いろいろ問題が起きて
くると思ひます。ことに両天びんをか
けておるところの会社は、これは販路
その他においていろいろな便宜、ある
いは販売の系統、そういうようなもの
も持っているかもしれない。しか
し、北海道でいえば、北連のようなも
のは、これは販売の系統を持っておら
ないのです。だから、こういうような
問題も出て参りますし、ビート糖に関
する限りは、せつかく政府が甘味対策
として大きく振り上げておるのですか
ら、その手前からもやはり全量買い上
げをする、こういう考え方に立つて、
そうして価格の安定、こういう点で私
は一役も二役も政府が買う。そのため
には政府が相当なものをしよい込んで
おるのだということによって、その圧
力で輸入の量に調整を加える、こうい
う考え方に立たないと、先ほども言っ
たように、実力者に農林省が相当左右
をされるおそれが多分にある。これは
もう過去の精製施設の、今三倍くらい
の施設があるでしょう、おそろく。そ
ういうようなものができたときのこと
を考へてみても、あれほどたくさん、
三倍も余剰設備ができたことを考へて
みても、これはもうみんないろいろな
人が背景になっておるから、ああい
うような状態になってきたのです。そ
ういう事実を私もよく知っておるの
ですから、それでこの際、何も政府が買
い上げることにによって以前のように
大きなしよい込みを、食糧会計で引き
受けるというようなことにはならぬと
思ふ。安定すればするほど政府はそん
なに問題にならぬと思ふ、しよい込む
ことによって何もそんな大きな大穴を
あけるようなそういうことじゃないと

思ふ。大穴をあけないような状態に
なっておるのですから、以前のような
食糧会計に赤字を及ぼすようなこと
はならぬと思ふ。ですから、全量買い
上げをこの際やめて、そうして腹を据
えてかかってやる必要があると、こ
ういふふうに私は考へるのですが、こ
の点いかがですか。

○政府委員(渡部伍良君) ちょっと認
識の相違があるのですが、これは今御
指摘のように、北連以外は全部二また
かけておるのでございまして。従って輸
入糖を増加するということは、精製糖
の立場からいうと、自分で自分の首を
絞めることになる。過去の歴史は、昭
和何年だったか割当基準をきめまし
た、その割当基準を告示するまでは過
当な増設競争がございまして、増設競
争の間は、一方では外貨が窮屈であつ
たにもかかわらず相当砂糖の輸入量の
増加の圧力と称せられるものもあつた
のです。これは農林省で砂糖の輸入割
当について非常に過去に苦心したこと
があります。ところが、それは過去の
ことであつて、二十九年以降は新設、
増設を認めておりますから、それをも
とにして現在の精製糖業界は一つのレ
ジームができてはいるわけですが、それ
あるいは自分の操業の採算ベースの数
量をきめていくわけでございます。
従って一方では新しくビート工場を作
りたいというし、また一方では既存の
工場をこれ以上拡充するということも
ございまして、むしろ操業は安定し
たと、こういうのが現状であります。
事情は全く一変しておるのでございま
す。従って北連を除きましては輸入糖
を増加する運動、あるいは圧力、こ

うものは私も予想しております。こ
れは、むしろそれよりも、私どもの方
に非常にやかましいのは、たとえば最近
の澱粉の価格が千五百五十円を割つて
おります、そのために、もっと砂糖の
輸入を締めろ、少々砂糖の値が上つて
もいいじゃないか、こういうような声
が強く出てきております、そう御心
配になるような条件はないのじゃない
か、こう思っております。しかし、こ
れはあくまで何というか、考え方の相
違でございまして、意見の相違が出な
いような制度をお作りになった方がい
いわけでありまして、私の方ではわ
ざわざこういう目標を立ててそれに合
わせていきたいと思つております。そ
れから、政府が手持ちするといふ考え
方はちょっと理解ができないのです。
が、輸入糖を全部政府が買い上げて、
そうして操作するといふのだったら
ちょっと案になるのですが、一部を
持つておるといふことは……、テンサ
イ糖だけ買い上げておればそれだけ供
給量が減るのであるから、もしお説の
圧力ありとすれば輸入糖がふえること
になり、そうなればテンサイ糖はど
こまでも政府が持つておるといふこと
で矛盾した考え方があるのじゃないか
と思ひます。

○東隆君 いや、私の見方は今のと完
全に反対なんです。意見の相違になる
かもしれないが、たとえば澱粉の価
格を、これは輸入量を減らすことが澱
粉の価格を維持する。それからビート
糖全量を買い上げることによって政府
が価格調節をしなければならぬ面につ
つかるわけですね。それは価格が安くな
れば、結局、政府は手持ちを放出する
わけにいかないので、そこでや

ぬわけです。それには輸入の量を減らすという問題が起きてくるのですから、政府がそういう圧力というようなものを持ったためにも、やはり買ひ上げをされた方がいいだろう、こういう考え方なんです。それが価格の調節をやる力になるのであって、今のお考えは、輸入量というのは、もう施設は全剩施設をこれ以上認めないのだ、こういうのですが、もうすでに三百万トンくらいの精製能力があるのですよ、日本には、そこに百十万吨なんですから、問題は、一工場、一精糖会社にするれば、割当をたくさんもらった方があらゆる面において利益が上るといふこととなる。だから、精糖会社は輸入量を少しでもたくさん割り当ててもらい

一番の根本になっておるのが、粗糖の輸入をどうしてチェックするか、これが一番でつかい要素になると私は思うのです。その前に、お考えになっているところからいくと、どうも反対のような考え方でそっちの方は一つやっておこう、だから、なぜそういうことになるかという、利益がまだ非常にあるからです。甘いからです。ですから、アリがたくさん集まるように、ここに集まってくる、そのところをやほりチェックするものを食糧庁自体が持たなければならぬ、それには全量買い上げをやって、そうしてその圧力である程度押えていく、このくらいのやはり覚悟がないと、私はうまくいかなーと思うのですがね。

だったから相当締めておりました。こういうのも一つ。それからスエズ問題もありましたから、そのときの圧力は、これは外貨が不足だから、もっとふやせばもうかる、こういう一つの希望がある。外貨事情がよくなりましてワクを広げると、全体の相場は下ってくるわけですし、かてて加えて先ほど来話がありますように、キューバ問題等があつて、最近の相場は七十円台になった。こういう状態でございますから、今はむしろそういう圧力は、正直にいつて逆なんです。三十三年度外貨予算百十五万トン組みました。これは勝手な言い分でございますが、多過ぎるのじゃないか。そういう意見も出ておるのでございます。それでございまして、圧力という面で、その理由と

ういう働きができるのじゃないか、こ
う言っておるのです。

○政府委員(渡部伍良君) これは全く
逆で、市場に百要るところ、国内の
ビートを二十なら二十のければ、あと
二十をどこかで補給してくれ、こうい
う御意見、全く逆でございまして、最
初私が申し上げましたように、かりに
先生が言われるように、ほんとうに圧
力があるとして、その防止をするのは
輸入糖を政府が全量管理するというこ
と以外に私はないと思ひます。今はその
必要はない、何も圧力はない、これは
圧力があつたのは二、三年前には御承
知の通りでございました。これはむし
ろ締めているからですね、締めてい
るのを、締めているがゆえに相場が出て
いるということを忘れてそのワタを廣

請願者 東京都千代田区丸ノ内
二ノ一四社団法人全国
漁港協会会長 井出正
孝外四十名

紹介議員 青山 正一君

整備計画対象漁港の修築をおそくとも昭和三十七年度中に完了するため、明年度以降漁港修築事業費予算を年額六十億円計上するとともに、特別第三種漁港の指定並びに国営による整備促進に万全を期せられ、かつ今後ますます増大する漁港行政事務を円滑に遂行するため、水産庁漁港課を漁港部に昇格し、漁港整備計画の改訂を実施し、さらに漁港の局部改良、海岸保全両事業の重要性にかんがみ、明年度から両事業に対し十分なる予算の計上、国庫補助率の引上げ等の措置を急速かつ積極的

たい、こういう問題が、これは常に起きてくると思うのです。そうすると、この勢いというのは実に強い。それで一説では、十万吨割り当てると、すぐ割り当てられた中でもって三億利益が上るのじゃないか、こんなようなことがいわれておるのです。これは考えようによつて、輸入量は決して減つていないのですから、二十八年くらいかからずと見てくれば、今ふえていつてゐる傾向です。ことは少し減つております。だんだんふえてきているのですからね、輸入量は。だから、そういうような点を考えてくると、決して輸入に對するところの精製糖業をやっておる人たちのアビタイトというような、食欲というものは一つも減退してない。それを押えるのはどうすればいいのかという問題を考えなければ、結局ビート・シュガーをふやしていくというようなことにはならぬと思

○政府委員(渡部伍良君) これは、お話は圧力を是認して、食糧庁がテンサイ糖を買い上げろ、こういうお考えですが、テンサイ糖を全部買い上げれば、圧力を援助するという反面も出てくるのじゃないかと思います。持たせておけばいいのですから、政府にいつまでも持たせておけば、われわれは輸入糖を精製する。政府はいつまでも持っていればいい、圧力を是認すれば……。しかし、先ほど申し上げましたように、その圧力は自分たちの持分を多くしよう、こういう一つの時期がございました。それから、先ほど来申し上げましたように、三十二年は大体八十円で、三十三年になってから七十円台に落ちたわけです。それから、三十年にもやはり八十円台であった。こういうのが出ておるわけですから、そういう時代にはうんともうかつたわけです。これは一つは、外貨事情が窮屈

いうかその原因が昔と違ってなくなつておるのが現在の状況でございます。一点は、今のビートを自分たちが作りたいということ、今は相場が下り過ぎて、むしろ締めてくれ、量を押えてくれ、こういうのでございますから、そこへもつてきて国内テンサイ糖を政府がたな上げすればもっと輸入量がふえる、こういう状況を現出する余地を与えるということになるだろうと思ひます。

○東隆君　私は、澱粉の買い上げの場合、持てば持つほど圧力になると思うのです、値段を下げる……ある面においてはその原因になるかもしれない。だけれども、砂糖の場合、持っているというところは、価格の調節をする場合に輸入量を減らすという圧力を持っていると、私は言うのです。輸入量を減らすことによって価格を上げて、そして持っているものを放出するという、そ

づる、こういうあれはございました。
だけれども、今は事情が全然違つて
いるのでございます。

○委員長(秋山俊一郎君) では、本日
は、この程度にいたしまして散会い
たします。

午後四時五十四分散会

三月四日日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、昭和三十四年度漁港修築予算等
に関する請願(第一〇四七号)

一、水産物小売業者の育成施策確立
に関する請願(第一二〇〇号)

一、日中漁業協定更新実現促進に関
する請願(第一一〇五号)

第一〇四七号 昭和三十四年二月
二十三日受理

昭和三十四年度漁港修築予算等に関す
る請願

に講ぜられたいとの請願。

第一一〇〇号 昭和三十四年二月二十六日受理
水産物小売業者の育成施策確立に関する請願

請願者 高知市九反田一高知中央市場鮮魚仲買協同組合理事長 門田周吉

紹介議員 塩見 俊二君

水産物小売業者を指導育成するため、(一)水産物小売業者の市場別登録制を実施すること、(二)水産庁内に消費部を設け、小売商の実態をはあくし、水産物小売商の適確な育成対策を各般にわたつて実現すること等の施策をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一一〇五号 昭和三十四年二月二十六日受理

日中漁業協定更新実現促進に関する
請願

請願者 東京都千代田区神田佐

久間町三ノ三七全国水

産煉製品協会内 小谷

権六

紹介議員 大川 光三君

黄海における漁船の安全操業を確保
し、水産練製品製造業者の経営安定を
期するため、日中漁業民間協定の早期
更新実現を図られたいとの請願。